

29. 南部土地改良清美事業地の借地料実績（初年度から令和7年までの推移と金額）

47. 最終処分場の埋め立て開始からこれまでの借地の賃貸料がわかるもの

環境部 土地改良清美事務所

単位：円

年度	単価			総額 賃借料
	田・溜池	畑	山林・原野	
昭和51年度	75	135	53	10,859,640
昭和52年度	75	135	52	10,816,317
昭和53年度	84	150	58	12,049,037
昭和54年度	77	138	54	11,074,608
昭和55年度	70	127	49	10,141,325
昭和56年度	87	152	59	11,955,397
昭和57年度	76	138	53	10,482,375
昭和58年度	85	153	59	11,634,887
昭和59年度	103	185	72	14,090,849
昭和60年度	90	162	63	12,375,797
昭和61年度	255	395	202	36,030,346
昭和62年度	276	424	220	39,057,730
昭和63年度	297	454	238	42,104,010
平成元年度	332	505	268	47,200,063
平成2年度	332	505	268	47,200,063
平成3年度	332	505	268	47,200,063
平成4年度	373	563	302	53,276,990
平成5年度	373	563	302	53,686,313
平成6年度	373	563	302	53,686,313
平成7年度	419	631	340	60,352,032
平成8年度	419	631	340	60,352,032
平成9年度	419	631	340	60,352,032
平成10年度	471	709	382	67,817,535
平成11年度	471	709	382	67,817,535
平成12年度	471	709	382	67,817,535
平成13年度	530	798	430	76,330,414
平成14年度	530	798	430	76,330,414
平成15年度	530	798	430	76,330,414
平成16年度	583	877	473	83,948,323
平成17年度	583	877	473	83,948,323
平成18年度	583	877	473	83,905,073
平成19年度	583	877	473	83,905,073
平成20年度	583	877	473	83,905,073
平成21年度	583	877	473	83,905,073
平成22年度	583	877	473	83,905,073
平成23年度	583	877	473	83,905,073
平成24年度	583	877	473	83,905,073
平成25年度	583	877	473	83,905,073
平成26年度	583	877	473	83,905,073
平成27年度	583	877	473	83,905,073
平成28年度	583	877	473	83,905,073
平成29年度	583	877	473	83,905,073
平成30年度	583	877	473	83,905,073
令和元年度	583	877	473	83,905,073
令和2年度	583	877	473	83,905,073
令和3年度	583	877	473	83,905,073
令和4年度	583	877	473	83,905,073
令和5年度	583	877	473	83,905,073
令和6年度	583	877	473	83,905,073
令和7年度	583	877	473	83,905,073
			合計	2,994,420,172

31. 南部土地改良清美事業にかかる米谷町との協議内容

34. 補正予算第3号における土地改良清美事業地取得事業の 米谷町との交渉の状況がわかる資料

45. 南部土地改良清美事業の今後の運営にかかる米谷町との 協議内容

環境部 土地改良清美事務所

令和6年 5月27日【米谷町自治会役員との面談】

→米谷町役員から市に対して令和8年度からの協定書の更新について、その意向確認がなされたもの。

令和6年 7月 7日【米谷町自治会役員会】

→市が米谷町役員会で焼却灰の搬入を終了する事及び協定書を更新をしない事を説明したもの。

令和6年 7月27日【土地改良清美事業推進協議会事前会議】

→第2工区埋立状況の説明及び協定書更新の有無について議論したもの。

令和6年 8月 7日【土地改良清美事業推進協議会】

→市から焼却灰搬入終了について説明し、米谷町は跡地利用の具体的な説明を要求したもの。

令和6年 8月14日【米谷町自治会役員との面談】

→米谷町自治会から、全町民への説明会開催を要望されたもの。

令和6年 9月 2日【米谷町民集会】

→全戸の町民に対して市が今後の事業概要(焼却灰搬入を終了すること及び協定書更新しないこと)を説明し、同時に米谷町から跡地利用への懸念を示されたものの。

令和6年 9月20日【米谷町自治会役員との面談】

→米谷町から協定書の更新を要求されたもの。

令和6年10月11日【米谷町自治会役員との面談】

→10月29日の精華地区での対策協議会に向け、事前調整をしたもの。

令和6年10月29日【南部土地改良清美事業対策協議会】

→市は焼却灰の搬入を終わること、協定書の更新をしないこと及び事業地の公有地化を具体的に検討していることについて説明したもの。

令和6年11月12日【米谷町自治会役員との面談】

→今後の事業の進め方について、市が町民集会で説明することを要望されたもの。

令和6年11月25日【米谷町自治会役員との面談】

→米谷町から協定書の内容の履行を要求されたもの。

令和6年12月 6日【南部土地改良清美事業推進協議会】

→米谷町から跡地利用における市の責任が担保されない限り、買収に応じない事を主張されたもの。

令和6年12月26日【南部土地改良清美事業推進協議会】

→第1工区、第2工区の買収を同条件で対応するように要望されたもの。

令和7年 1月27日【米谷町民集会】

→全戸の町民に対して市が今後の事業概要(令和7年度末に焼却灰の搬入を終了し、協定書の更新はしないこと及び事業地の公有地化)を説明したもの。

令和7年 2月12日【米谷町初集会】

→全戸の町民に対して市が今後の事業概要(事業地を公有地化し、跡地は責任を持って管理する方針)を説明し、米谷町は東谷の100%の埋立を要望したもの。

令和7年 3月25日【米谷町役員との面談】

→東谷の稼働、補助金・助成金の在り方及び不動産鑑定の実施について説明したもの。

令和7年 5月 4日【南部土地改良清美事業推進協議会】

→市は不動産鑑定業務を進めていることを説明し、米谷町は跡地利用方針の文書化を要求したもの。

令和7年 5月20日【米谷町民集会】

→全戸の町民に対して市が今後の事業概要(令和7年度内に公有地化を目指すこと)を説明し、米谷町は、跡地利用方針の文書化及び東谷の100%埋立てを要望したもの。

令和7年 6月 1日【南部土地改良清美事業推進協議会】

→米谷町が第二工区の埋立て状況について説明を求めたもの。

令和7年 7月 6日【南部土地改良清美事業推進協議会】

→市が今後の事業の流れについて説明し、跡地利用に関する覚書について意見交換したもの。

令和7年 8月 3日【南部土地改良清美事業推進協議会】

→跡地利用の覚書について意見交換したもの。

令和7年 9月 7日【南部土地改良清美事業推進協議会】

→引き続き、跡地利用の覚書について意見交換したもの。

35. 新斎苑事業に関わる地域活性化対策事業の進捗がわかる資料(事業名、予算額、執行額など年度ごとでわかるもの)

市民部斎苑管理課

(単位 :円)

	地域集会所建設費補助経費			社会教育施設整備事業			市単独土地改良整備補助事業			西山山林整備事業		
	予算額	執行額	不用額 /繰越額	予算額	執行額	不用額 /繰越額	予算額	執行額	不用額 /繰越額	予算額	執行額	不用額 /繰越額
平成31年度 ／令和元年度	43,000,000	7,623,980	不 35,376,020 繰 0			不 繰	34,000,000	10,676,880	不 120 繰 23,323,000			不 繰
令和2年度	66,150,000	50,398,000	不 2,000,000 繰 13,752,000			不 繰	41,894,000	41,664,700	不 229,300 繰 0			不 繰
令和3年度	20,732,000	15,732,000	不 3,000,000 繰 2,000,000			不 繰	36,752,200	30,692,750	不 2,450 繰 6,057,000	3,000,000	473,000	不 2,527,000 繰
令和4年度	56,139,000	41,906,700	不 3,243,300 繰 10,989,000	3,000,000	2,305,600	不 694,400 繰 0	60,602,400	33,140,600	不 800 繰 27,461,000	3,000,000	0	不 3,000,000 繰 0
令和5年度	13,989,000	10,989,000	不 3,000,000 繰 0			不 繰	88,960,000	37,665,000	不 0 繰 51,295,000			不 繰
令和6年度	26,000,000	12,000,000	不 0 繰 14,000,000			不 繰	118,295,000	72,271,000	不 826,000 繰 45,198,000			不 繰

予算額・執行額: 現年当初＋前年度からの繰越

36_共生社会推進課で受けている相談事業における相談件数(法律相談含む)・相談内容及び相談員の数と相談員一人あたりの相談件数がわかるもの(過去5年分)

女性問題相談の相談件数 (単位:件)

項目		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
相談内容	生き方	27	32	35	110	324
	夫婦	111	100	76	189	351
	高齢者	30	29	42	25	97
	障がい者	1	3	3	10	15
	家族	275	290	343	373	280
	人間関係	205	190	192	230	225
	性	1	3	2	6	2
	身体	43	36	90	71	70
	精神保健	116	71	149	105	131
	暮らし	1,043	911	1,744	1,273	1,018
	仕事	61	30	122	115	200
	法律	7	10	8	11	25
	その他	0	7	8	14	21
	合計	1,920	1,712	2,814	2,532	2,759
相談員数(人)		3	3	3	3	3
相談員一人当たりの相談件数 件/年		640	571	938	844	920

配偶者暴力支援センターの相談件数 (単位:件)

項目		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
相談内容※	身体的	47	35	16	40	—
	心理的・精神的	105	75	51	89	—
	経済的	42	31	10	30	—
	性的	16	10	7	9	—
	子ども利用	34	9	2	5	—
	その他	5	2	1	1	—
相談件数※		311	271	217	367	264
相談員数(人)		3	3	2	3	2
相談員一人当たりの相談件数 件/年		104	91	109	123	132

※相談件数はのべ数、相談内容は、同一相談の場合、実相談人数
相談内容は令和3年度から調査

女性のための法律相談の相談件数 (単位:件)

項目		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
相談内容	交通事故	0	1	0	0	0
	相続・遺産	3	7	4	5	2
	贈与	0	0	1	0	0
	離婚	23	19	20	25	24
	男女問題	3	0	1	1	0
	家庭問題	6	0	2	3	6
	土地・建物	0	2	1	0	0
	借地・借家	0	0	0	0	0
	近隣	1	0	0	0	0
	消費者問題	0	0	0	0	0
	金銭	2	3	0	0	1
	自己破産	0	1	0	0	0
	債務・債権	0	0	1	2	1
	保証人	0	0	0	0	0
	契約	0	0	0	0	0
	損害賠償	1	1	1	0	0
	労働・勤務先	1	5	2	0	0
	調定・訴訟	0	0	0	2	0
	その他	12	6	8	0	0
	合計	52	45	41	38	34
相談員数(人)		2	2	2	2	2
相談員一人当たりの相談件数 件/年		26	23	21	19	17

37. 地域自治協議会設立の進捗状況と交付金状況一覧及び自治連合会・自治会への交付金の一覧（過去5年分）

市民部 地域づくり推進課

地区名	自治協 認定日	令和2年度					令和3年度				
		地域活動推 進交付金 (円)	立ち上がり 支援交付金 (円)	自治会 交付金 (円)	自治会数		地域活動推 進交付金 (円)	地域づくり 一括交付金 (円)	自治会 交付金 (円)	自治会数	
					加入	未加入				加入	未加入
飛 鳥	R3.7.19	362,450		1,640,520	82	7	359,100	550,000	1,602,000	82	8
済 美	R1.7.19	357,300	550,000	1,522,080	64	3		1,499,925	1,450,440	64	2
済美南	R1.7.19	252,550	500,000	752,760	19	1		1,127,975	721,440	18	2
鼓 阪		251,300		762,120	33	1	252,350		736,920	34	0
佐 保	R1.7.19	395,200	550,000	1,796,760	76	1		1,500,225	1,742,400	76	1
青 山		82,989		500,400	1	12			419,760	0	13
椿 井		249,900		719,280	51	0	247,150		650,520	51	0
大 宮	R1.6.18	346,800	550,000	1,443,690	40	1		1,527,800	1,307,880	40	1
佐保川		285,200		1,032,840	27	1	282,800		1,008,000	27	1
大安寺西	R1.6.18	273,700	550,000	1,023,480	15	5		1,436,925	1,018,440	15	5
東 市		258,100		778,320	29	0	255,250		757,800	29	0
明 治	R3.4.12	282,700		955,440	15	0	281,350	496,228	945,720	15	0
辰 市		277,900		1,177,200	21	4	271,250		1,119,240	21	3
帯 解		208,500		421,200	10	0	208,250		419,400	10	0
精 華		164,500		104,400	8	0	163,100		94,320	8	0
大安寺		228,850		562,320	29	0	228,050		541,800	29	0
伏 見		377,550		1,724,760	24	4	378,400		1,730,520	24	4
伏見南		262,350		808,920	15	0	261,650		803,880	15	0
西大寺北	R5.7.5	260,300		855,360	16	3	255,100		864,360	15	4
六条校区	R6.7.11	367,200		1,875,600	34	8	364,750		1,836,720	34	8
あやめ池		299,650		1,112,400	46	4	300,150		1,101,960	46	4
都 跡		345,050		1,607,040	34	3	343,000		1,582,920	34	4
平 城		454,600		2,193,120	18	0	451,000		2,167,200	18	0
学園南	R1.6.18	192,950	450,000	309,240	10	0		1,007,775	307,440	10	0
富雄南		299,300		1,443,600	12	7	298,800		1,404,000	12	7
奈良帝塚山	R2.8.14	289,100	500,000	1,001,520	14	0	288,250	500,000	995,400	14	0
学園三碓		223,750		1,587,600	6	32	224,600		1,567,080	6	32
登美ヶ丘		226,150		843,120	10	6	225,100		851,040	10	6
東登美ヶ丘		220,600		969,840	7	11	220,950		976,320	7	11
平城西	R1.7.19	217,750	450,000	525,600	6	2		1,045,000	528,120	6	2
鶴 舞		248,350		743,040	14	3	248,750		745,920	14	3
二 名	R1.7.19	287,600	500,000	1,036,800	22	1	287,000	500,000	1,032,480	22	1
青 和		267,600		1,206,000	18	17	267,200		1,201,680	18	17
富 雄		326,000		1,431,360	22	4	322,500		1,362,240	22	4
鳥 見		243,000		751,320	10	5	240,600		687,550	10	5
田 原	R5.8.24	175,300		182,160	19	0	175,400		182,880	19	0
柳 生		166,550		119,160	7	0	164,850		106,920	7	0
大柳生		165,850		114,120	5	0	165,850		114,120	5	0
東 里		160,950		75,600	10	0	160,700		48,600	10	0
狭 川		157,250		52,200	10	0	157,200		51,840	10	0
月ヶ瀬		170,450		147,240	6	0	170,300		146,160	6	0
神 功		221,300		561,960	6	1	220,650		557,280	6	1
右 京		202,344		377,640	5	0	201,450		370,440	5	0
朱 雀	R1.7.19	249,750	500,000	748,800	8	1		1,131,950	740,880	8	1
左 京	R1.6.18	220,800	500,000	642,960	7	1	220,900	500,000	643,680	7	1
佐保台	R1.6.18	184,050	450,000	254,160	6	1	183,750	450,000	294,420	6	1
並 松		171,800		156,960	10	0	165,450		111,240	10	0
吐 山		166,550		119,160	3	0	166,600		119,520	3	0
都 祁		175,150		181,080	7	0	170,550		147,960	7	0
六 郷		168,750		135,000	9	0	167,750		127,800	9	0

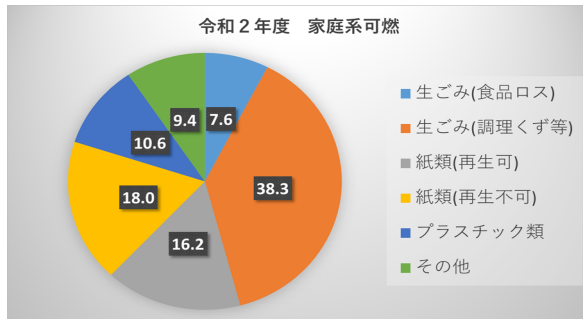
地区名	令和4年度					令和5年度				
	地域活動推進交付金 (円)	地域づくり一括交付金 (円)	自治会 交付金 (円)	自治会数		地域活動推進交付金 (円)	地域づくり一括交付金 (円)	自治会 交付金 (円)	自治会数	
				加入	未加入				加入	未加入
飛 鳥	351,900	550,000	1,546,560	81	10	343,300	550,000	1,465,200	81	10
済 美		1,499,950	1,433,220	64	2		1,499,175	1,391,400	64	2
済美南		1,126,750	721,080	17	2		1,127,075	698,400	17	2
鼓 阪	252,550		729,000	34	0	247,600		711,360	34	0
佐 保		1,499,525	1,717,920	76	1		1,500,900	1,710,360	76	1
青 山			414,360	0	13			402,480	0	13
椿 井	245,750		599,040	51	0	243,000		593,640	51	0
大 宮		1,525,450	1,299,240	40	1		1,525,550	1,297,800	40	1
佐保川	281,200		902,520	27	1	273,250		850,680	27	1
大安寺西		1,435,925	1,006,200	14	6		1,435,350	976,320	14	6
東 市	254,450		745,200	29	0	251,500		725,760	29	0
明 治		1,268,850	934,920	15	0		1,269,300	921,960	15	0
辰 市	268,700		1,101,960	21	3	263,050		1,060,920	21	3
帯 解	209,350		427,320	10	0	203,750		387,000	10	0
精 華	162,900		92,880	8	0	162,700		91,440	8	0
大安寺	226,000		527,040	29	0	224,000		518,040	29	0
伏 見	377,200		1,729,200	24	4	375,350		1,728,000	24	5
伏見南	260,050		792,360	15	0	258,600		781,920	15	0
西大寺北	249,900		821,520	15	4	249,200	500,000	813,240	15	4
六条校区	354,300		1,798,920	33	9	351,900		1,778,040	33	9
あやめ池	300,350		1,095,120	46	4	301,000		1,099,440	46	4
都 跡	338,300		1,554,840	33	4	334,300		1,526,760	33	4
平 城	447,550		2,142,360	18	0	441,350		2,115,000	18	1
学園南		1,008,950	312,120	10	0		1,008,550	305,640	10	0
富雄南	297,850		1,400,760	12	7	296,750		1,386,360	12	6
奈良帝塚山	287,650	500,000	991,080	14	0	286,650	500,000	983,880	14	0
学園三碓	224,000		1,562,760	6	32	223,650		1,558,080	6	32
登美ヶ丘	225,350		833,400	10	7	225,450		848,880	10	7
東登美ヶ丘	220,850		978,120	7	11	220,300		972,360	7	11
平城西		1,046,400	532,440	6	2		1,046,650	530,280	6	2
鶴 舞	246,450		720,360	14	3	245,500		713,520	14	3
二 名	287,000	500,000	1,032,480	22	1	286,150	500,000	1,026,360	22	1
青 和	266,700		1,184,400	18	17	266,750		1,183,320	18	17
富 雄	319,450		1,338,120	21	4	315,750		1,311,840	21	4
鳥 見	239,500		728,640	10	5	232,350		699,480	8	7
田 原	174,950		179,640	19	0	175,100	400,000	180,720	19	0
柳 生	164,800		106,560	7	0	164,600		105,120	7	0
大柳生	165,900		114,480	5	0	166,550		119,160	5	0
東 里	160,550		56,880	10	0	160,650		47,160	10	0
狹 川	157,050		50,760	10	0	157,050		47,520	10	0
月ヶ瀬	170,150		145,080	6	0	170,000		144,000	6	0
神 功	219,950		551,880	6	1	219,400		544,680	6	1
右 京	199,350		355,320	5	0	196,650		335,880	5	0
朱 雀		1,132,300	740,160	8	1		1,132,375	727,560	8	1
左 京		1,110,650	551,160	7	1		1,110,600	545,040	7	1
佐保台	183,450	450,000	306,000	6	2		1,019,825	313,200	6	2
並 松	167,550		126,360	10	0	164,900		103,680	10	0
吐 山	166,050		115,560	2	0	165,700		113,040	2	0
都 祁	170,500		147,600	7	0	169,550		140,760	7	0
六 郷	167,650		127,080	9	0	167,550		124,560	9	0

地区名	令和6年度				
	地域活動推進交付金 (円)	地域づくり一括交付金 (円)	自治会 交付金 (円)	自治会数	
				加入	未加入
飛 鳥	340,250	550,000	1,424,520	80	10
済 美		1,499,125	1,365,840	64	2
済美南		1,125,750	663,480	17	2
鼓 阪	241,500		609,840	34	0
佐 保		1,500,200	1,697,040	76	1
青 山			372,960	0	13
椿 井	238,800		597,240	51	0
大 宮		1,525,925	1,271,160	40	1
佐保川	272,600		846,360	27	1
大安寺西		1,433,000	945,720	14	6
東 市	249,400		715,680	28	0
明 治		1,269,150	884,520	15	0
辰 市	257,650		1,012,680	21	3
帯 解	203,150		382,680	10	0
精 華	162,600		90,720	8	0
大安寺	222,100		504,360	29	0
伏 見	375,050		1,726,200	24	5
伏見南	256,850		769,320	15	0
西大寺北		1,249,375	804,960	15	4
六条校区	357,300	550,000	1,769,400	34	8
あやめ池	296,950		1,081,080	45	5
都 跡	333,450		1,518,120	33	4
平 城	436,450		2,079,720	18	1
学園南		1,008,400	305,640	9	0
富雄南	295,800		1,371,240	12	6
奈良帝塚山	285,500	500,000	975,600	14	0
学園三碓	255,450		1,537,920	7	31
登美ヶ丘	217,850		857,160	9	8
東登美ヶ丘	219,850		967,320	7	11
平城西		1,044,550	498,600	6	2
鶴 舞	243,100		649,080	14	3
二 名	285,300	500,000	1,020,240	22	1
青 和	266,500		1,197,720	16	16
富 雄	311,900		1,282,680	21	4
鳥 見	231,050		689,040	8	7
田 原		850,625	178,560	19	0
柳 生	164,400		103,680	7	0
大柳生	166,250		117,000	5	0
東 里	160,100		48,240	10	0
狹 川	157,000		42,840	10	0
月ヶ瀬	170,000		144,000	6	0
神 功	219,650		543,600	6	1
右 京	194,650		321,480	5	0
朱 雀		1,132,475	721,080	8	1
左 京		1,109,975	530,640	7	1
佐保台		1,020,575	312,120	6	2
並 松	166,100		112,320	10	0
吐 山	165,650		112,680	2	0
都 祁	169,200		133,920	7	0
六 郷	167,450		125,640	9	0

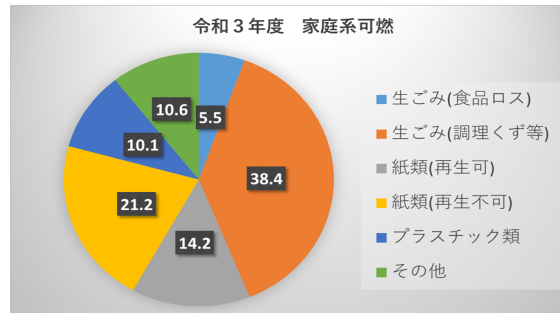
38.家庭系ごみの組成分析がわかるもの(過去5年分)及び事業系ごみの組成分析がわかるもの

環境部 廃棄物対策課

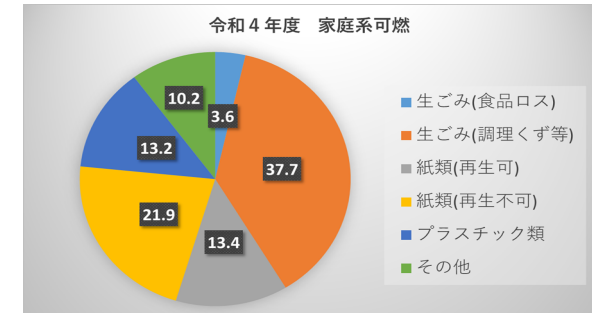
令和2年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	7.6
生ごみ(調理くず等)	38.3
紙類(再生可)	16.2
紙類(再生不可)	18.0
プラスチック類	10.6
その他	9.4



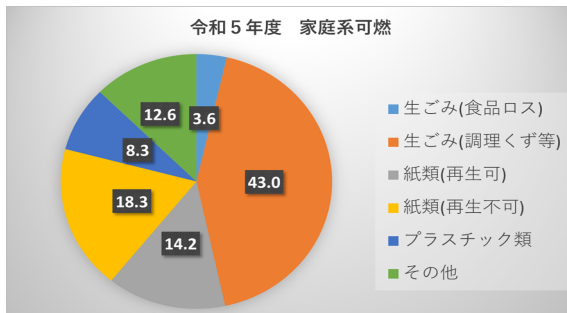
令和3年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	5.5
生ごみ(調理くず等)	38.4
紙類(再生可)	14.2
紙類(再生不可)	21.2
プラスチック類	10.1
その他	10.6



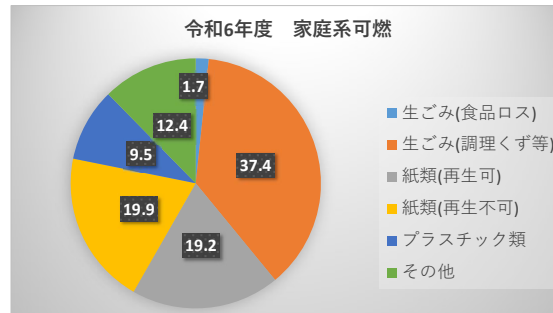
令和4年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	3.6
生ごみ(調理くず等)	37.7
紙類(再生可)	13.4
紙類(再生不可)	21.9
プラスチック類	13.2
その他	10.2



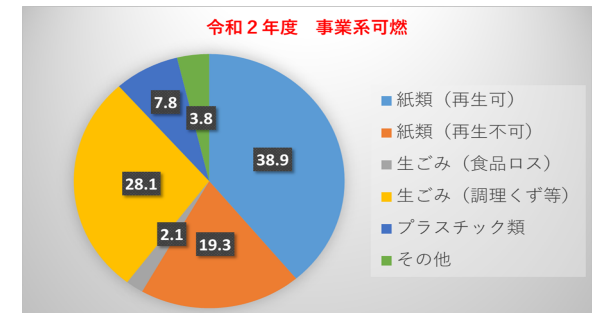
令和5年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	3.6
生ごみ(調理くず等)	43.0
紙類(再生可)	14.2
紙類(再生不可)	18.3
プラスチック類	8.3
その他	12.6



令和6年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	1.7
生ごみ(調理くず等)	37.4
紙類(再生可)	19.2
紙類(再生不可)	19.9
プラスチック類	9.5
その他	12.4



令和2年度事業系可燃	重量比(%)
紙類(再生可)	38.9
紙類(再生不可)	19.3
生ごみ(食品ロス)	2.1
生ごみ(調理くず等)	28.1
プラスチック類	7.8
その他	3.8



39. プラスチック製容器包装の回収量と再商品化事業者に引き渡された量とその割合がわかる資料（過去5年分）

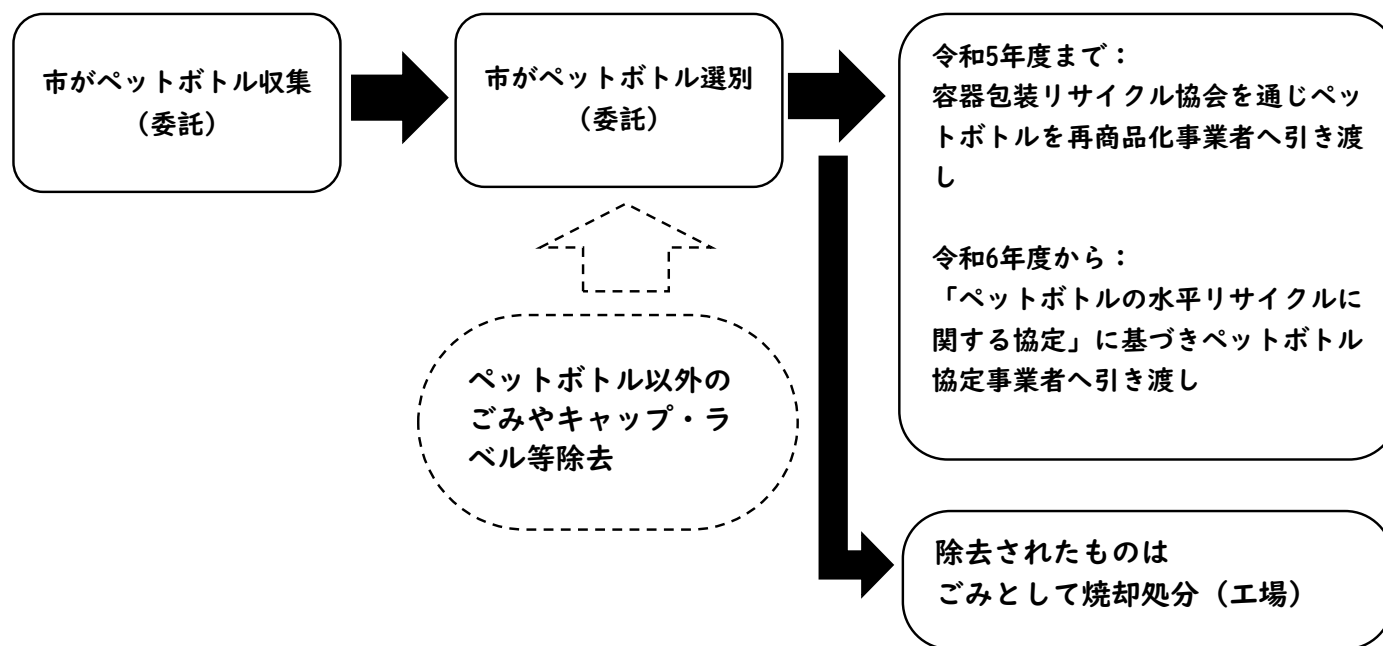
環境部 廃棄物対策課

年度	回収量 (t) A	再商品化事業者に 引き渡された量 (t) B	割合 (%) B/A
令和2年度	4,293.48	3,366.82	78.4
令和3年度	4,220.84	3,381.80	80.1
令和4年度	4,123.98	3,383.71	82.0
令和5年度	3,969.43	3,239.74	81.6
令和6年度	3,928.43	3,171.86	80.7

40. 再商品化事業者に渡されたペットボトルの量とその流れがわかるもの（過去5年分）

環境部 廃棄物対策課

年度	引渡量(t)
令和2年度	484.7
令和3年度	488.8
令和4年度	493.3
令和5年度	463.1
令和6年度	441.7



41.中核市における奈良市のごみの排出量、リサイクル率がわかる資料（過去5年分）

環境部 廃棄物対策課

令和元年度		
順番	地方公共団体名	ごみ総排出量（トン/年）
1	鳥取市	68,885
2	寝屋川市	71,771
3	甲府市	73,220
4	松江市	77,373
5	呉市	78,276
6	八尾市	80,999
7	八戸市	81,503
8	山形市	85,176
9	佐世保市	89,501
10	福井市	90,744
11	下関市	98,579
12	久留米市	102,611
13	明石市	102,744
14	大津市	104,358
15	那覇市	105,302
16	越谷市	106,237
17	青森市	107,012
18	盛岡市	108,210
19	川越市	110,354
20	奈良市	110,483
21	函館市	111,956
22	前橋市	112,999
23	秋田市	113,094
24	福島市	113,794
25	高槻市	115,947
26	旭川市	116,108
27	枚方市	119,145
28	豊中市	122,551
29	高知市	123,106
30	和歌山市	125,707
31	長野市	125,744
32	いわき市	126,510
33	豊橋市	130,925
34	高崎市	130,953
35	横須賀市	131,299
36	柏市	138,084
37	岡崎市	138,110
38	郡山市	139,195
39	岐阜市	139,670
40	高松市	140,956
41	宮崎市	142,569
42	松山市	144,733
43	長崎市	148,270
44	尼崎市	153,347
45	金沢市	155,761
46	豊田市	156,086
47	八王子市	158,638
48	福山市	160,630
49	富山市	161,822
50	大分市	166,229
51	西宮市	169,281
52	宇都宮市	179,132
53	川口市	183,566
54	東大阪市	185,258
55	姫路市	186,489
56	倉敷市	187,664
57	船橋市	206,222
58	鹿児島市	215,270

令和2年度		
順番	地方公共団体名	ごみ総排出量（トン/年）
1	鳥取市	66,721
2	寝屋川市	70,444
3	甲府市	72,171
4	松江市	75,955
5	呉市	76,157
6	八尾市	78,999
7	八戸市	80,427
8	山形市	82,559
9	福井市	86,662
10	佐世保市	88,265
11	下関市	96,132
12	明石市	98,284
13	久留米市	99,301
14	那覇市	100,432
15	盛岡市	102,970
16	青森市	103,703
17	大津市	103,832
18	越谷市	105,157
19	奈良市	106,542
20	函館市	106,934
21	川越市	108,745
22	秋田市	111,390
23	福島市	111,456
24	高槻市	112,932
25	前橋市	113,077
26	枚方市	114,715
27	旭川市	115,433
28	高知市	119,469
29	いわき市	120,995
30	豊中市	121,508
31	和歌山市	121,830
32	長野市	122,241
33	横須賀市	125,488
34	豊橋市	127,147
35	高崎市	130,290
36	岡崎市	132,366
37	岐阜市	135,525
38	高松市	136,117
39	柏市	136,998
40	宮崎市	138,606
41	郡山市	139,792
42	松山市	142,008
43	長崎市	145,639
44	金沢市	148,294
45	尼崎市	148,880
46	豊田市	153,704
47	福山市	157,314
48	八王子市	157,534
49	富山市	157,846
50	西宮市	162,064
51	大分市	162,174
52	東大阪市	178,384
53	姫路市	178,625
54	宇都宮市	182,368
55	川口市	183,124
56	倉敷市	186,632
57	船橋市	205,325
58	鹿児島市	209,248

令和3年度		
順番	地方公共団体名	ごみ総排出量（トン/年）
1	鳥取市	66,712
2	寝屋川市	68,882
3	甲府市	70,325
4	松江市	73,682
5	呉市	74,444
6	八尾市	77,985
7	八戸市	80,081
8	山形市	81,152
9	福井市	84,843
10	佐世保市	86,174
11	下関市	93,190
12	那覇市	97,320
13	明石市	97,451
14	久留米市	98,392
15	水戸市	98,640
16	盛岡市	100,902
17	大津市	100,953
18	函館市	101,807
19	青森市	102,964
20	越谷市	103,747
21	奈良市	104,959
22	川越市	106,614
23	秋田市	108,975
24	福島市	109,032
25	高槻市	111,689
26	前橋市	111,714
27	吹田市	112,797
28	枚方市	113,331
29	旭川市	113,850
30	いわき市	118,352
31	高知市	118,638
32	和歌山市	119,597
33	長野市	120,584
34	豊中市	120,602
35	横須賀市	121,696
36	豊橋市	123,712
37	高崎市	126,295
38	岡崎市	130,218
39	岐阜市	134,612
40	高松市	134,945
41	柏市	135,233
42	宮崎市	137,945
43	郡山市	138,272
44	松山市	141,050
45	長崎市	141,273
46	豊田市	146,045
47	尼崎市	146,531
48	金沢市	147,679
49	八王子市	153,570
50	富山市	155,008
51	福山市	155,372
52	西宮市	161,495
53	大分市	162,374
54	姫路市	176,434
55	東大阪市	176,558
56	宇都宮市	178,512
57	川口市	180,205
58	倉敷市	183,371
59	船橋市	200,270
60	鹿児島市	203,347

令和4年度		
順番	地方公共団体名	ごみ総排出量（トン/年）
1	鳥取市	64,984
2	寝屋川市	66,685
3	甲府市	69,419
4	松江市	70,858
5	呉市	72,315
6	八尾市	75,820
7	八戸市	77,108
8	山形市	80,260
9	福井市	82,735
10	佐世保市	85,017
11	松本市	85,666
12	下関市	91,547
13	明石市	95,140
14	久留米市	96,090
15	大津市	97,872
16	那覇市	98,257
17	盛岡市	98,375
18	函館市	99,761
19	越谷市	101,359
20	青森市	101,557
21	奈良市	102,748
22	川越市	104,802
23	秋田市	106,759
24	福島市	106,947
25	水戸市	108,457
26	高槻市	108,937
27	枚方市	110,468
28	吹田市	110,746
29	前橋市	110,867
30	旭川市	111,153
31	いわき市	115,406
32	一宮市	115,563
33	和歌山市	116,188
34	豊中市	117,846
35	高知市	117,906
36	横須賀市	118,113
37	長野市	119,895
38	豊橋市	123,559
39	高崎市	124,796
40	岡崎市	128,091
41	岐阜市	130,158
42	高松市	133,168
43	柏市	133,653
44	郡山市	135,189
45	宮崎市	138,189
46	松山市	138,855
47	長崎市	139,539
48	豊田市	141,747
49	尼崎市	142,728
50	金沢市	146,993
51	八王子市	149,244
52	福山市	150,081
53	西宮市	150,189
54	富山市	152,939
55	大分市	161,214
56	宇都宮市	169,365
57	姫路市	173,113
58	東大阪市	173,424
59	川口市	175,567
60	倉敷市	177,848
61	船橋市	195,001
62	鹿児島市	202,575

令和5年度		
順番	地方公共団体名	ごみ総排出量（トン/年）
1	鳥取市	62,049
2	寝屋川市	63,978
3	甲府市	66,591
4	呉市	67,678
5	松江市	68,763
6	八尾市	73,176
7	八戸市	74,961
8	山形市	76,847
9	福井市	78,980
10	松本市	81,286
11	佐世保市	82,185
12	下関市	89,013
13	明石市	91,821
14	久留米市	93,245
15	大津市	93,521
16	盛岡市	95,303
17	青森市	96,706
18	那覇市	96,810
19	水戸市	97,038
20	函館市	97,043
21	越谷市	97,905
22	福島市	99,651
23	川越市	100,335
24	奈良市	101,296
25	秋田市	103,497
26	高槻市	105,277
27	前橋市	106,076
28	枚方市	106,835
29	旭川市	106,904
30	吹田市	108,154
31	高知市	110,132
32	いわき市	110,440
33	和歌山市	111,927
34	横須賀市	112,088
35	一宮市	112,762
36	長野市	113,953
37	豊中市	114,055
38	豊橋市	118,553
39	高崎市	119,902
40	岡崎市	122,790
41	岐阜市	126,101
42	郡山市	127,280
43	柏市	128,777
44	豊田市	129,275
45	高松市	130,725
46	宮崎市	133,854
47	尼崎市	133,944
48	松山市	134,203
49	長崎市	134,225
50	八王子市	143,372
51	福山市	143,410
52	西宮市	144,735
53	金沢市	144,939
54	富山市	146,534
55	大分市	154,979
56	宇都宮市	165,021
57	川口市	166,148
58	東大阪市	166,535
59	姫路市	168,353
60	倉敷市	171,353
61	船橋市	190,338
62	鹿児島市	194,452

※環境省「一般廃棄物処理実態調査」より

令和元年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりのごみの排出量(グラム/人日)
1	八王子市	770
2	松山市	773
3	枚方市	811
4	豊中市	820
5	川口市	827
6	大津市	830
7	八尾市	830
8	越谷市	844
9	寝屋川市	845
10	奈良市	848
11	川越市	853
12	船橋市	877
13	柏市	890
14	那覇市	894
15	高槻市	901
16	高松市	901
17	尼崎市	904
18	横須賀市	911
19	長野市	913
20	前橋市	918
21	久留米市	919
22	明石市	924
23	和歌山市	935
24	福山市	936
25	宇都宮市	938
26	金沢市	941
27	福井市	942
28	旭川市	948
29	豊橋市	948
30	大分市	949
31	西宮市	950
32	岐阜市	951
33	山形市	954
34	高崎市	959
35	姫路市	961
36	呉市	962
37	宮崎市	969
38	長崎市	971
39	岡崎市	973
40	八戸市	976
41	鹿児島市	976
42	佐世保市	978
43	豊田市	1,001
44	秋田市	1,004
45	鳥取市	1,006
46	いわき市	1,016
47	盛岡市	1,024
48	高知市	1,025
49	下関市	1,030
50	青森市	1,038
51	東大阪市	1,038
52	松江市	1,046
53	富山市	1,062
54	倉敷市	1,063
55	甲府市	1,065
56	福島市	1,120
57	郡山市	1,177
58	函館市	1,194

令和2年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりのごみの排出量(グラム/人日)
1	松山市	763
2	八王子市	768
3	枚方市	786
4	豊中市	813
5	八尾市	815
6	奈良市	822
7	川口市	826
8	大津市	827
9	越谷市	835
10	寝屋川市	836
11	川越市	843
12	那覇市	858
13	船橋市	873
14	高松市	875
15	柏市	878
16	尼崎市	881
17	高槻市	881
18	明石市	885
19	横須賀市	885
20	久留米市	893
21	長野市	895
22	金沢市	901
23	福井市	907
24	和歌山市	913
25	西宮市	917
26	岐阜市	922
27	福山市	923
28	前橋市	924
29	姫路市	926
30	豊橋市	927
31	大分市	929
32	山形市	932
33	岡崎市	939
34	宮崎市	945
35	旭川市	953
36	鹿児島市	953
37	呉市	954
38	宇都宮市	958
39	高崎市	959
40	長崎市	968
41	八戸市	974
42	佐世保市	980
43	盛岡市	982
44	鳥取市	983
45	いわき市	983
46	豊田市	995
47	秋田市	998
48	高知市	1,005
49	東大阪市	1,008
50	青森市	1,018
51	下関市	1,020
52	松江市	1,035
53	富山市	1,044
54	甲府市	1,057
55	倉敷市	1,062
56	福島市	1,107
57	函館市	1,160
58	郡山市	1,190

令和3年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりのごみの排出量(グラム/人日)
1	八王子市	748
2	松山市	761
3	枚方市	780
4	大津市	804
5	豊中市	808
6	八尾市	809
7	奈良市	813
8	川口市	814
9	吹田市	816
10	越谷市	823
11	寝屋川市	826
12	川越市	826
13	那覇市	837
14	船橋市	849
15	柏市	860
16	横須賀市	867
17	高松市	871
18	尼崎市	871
19	高槻市	873
20	明石市	877
21	長野市	888
22	久留米市	888
23	福井市	894
24	金沢市	900
25	和歌山市	902
26	豊橋市	908
27	姫路市	913
28	西宮市	915
29	前橋市	917
30	福山市	917
31	岐阜市	922
32	山形市	923
33	岡崎市	925
34	鹿児島市	928
35	大分市	932
36	高崎市	932
37	宇都宮市	941
38	宮崎市	942
39	旭川市	949
40	長崎市	951
41	呉市	951
42	豊田市	953
43	盛岡市	968
44	佐世保市	969
45	八戸市	980
46	秋田市	983
47	鳥取市	989
48	水戸市	996
49	下関市	1,002
50	東大阪市	1,005
51	高知市	1,006
52	松江市	1,011
53	青森市	1,023
54	いわき市	1,028
55	富山市	1,031
56	甲府市	1,033
57	倉敷市	1,046
58	福島市	1,091
59	函館市	1,121
60	郡山市	1,183

令和4年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりのごみの排出量(グラム/人日)
1	八王子市	727
2	松山市	754
3	枚方市	762
4	大津市	778
5	八尾市	792
6	豊中市	792
7	川口市	795
8	吹田市	796
9	奈良市	800
10	寝屋川市	806
11	越谷市	807
12	川越市	812
13	船橋市	826
14	一宮市	832
15	柏市	844
16	那覇市	849
17	西宮市	851
18	尼崎市	852
19	横須賀市	852
20	明石市	856
21	高槻市	856
22	高松市	863
23	久留米市	870
24	福井市	878
25	和歌山市	883
26	長野市	889
27	福山市	891
28	岐阜市	896
29	宇都宮市	896
30	金沢市	900
31	姫路市	900
32	豊橋市	913
33	岡崎市	914
34	前橋市	915
35	山形市	919
36	高崎市	925
37	大分市	926
38	鹿児島市	928
39	豊田市	929
40	旭川市	937
41	呉市	943
42	宮崎市	947
43	盛岡市	950
44	八戸市	953
45	長崎市	959
46	佐世保市	967
47	鳥取市	970
48	いわき市	971
49	秋田市	971
50	東大阪市	974
51	松江市	979
52	松本市	992
53	下関市	998
54	高知市	1,008
55	倉敷市	1,018
56	甲府市	1,019
57	青森市	1,022
58	富山市	1,023
59	福島市	1,080
60	水戸市	1,099
61	函館市	1,115
62	郡山市	1,165

令和5年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりのごみの排出量(グラム/人日)
1	八王子市	698
2	松山市	732
3	枚方市	739
4	大津市	743
5	川口市	749
6	豊中市	766
7	八尾市	766
8	吹田市	773
9	寝屋川市	773
10	川越市	777
11	越谷市	779
12	奈良市	791
13	横須賀市	796
14	尼崎市	799
15	船橋市	802
16	柏市	808
17	一宮市	813
18	明石市	818
19	西宮市	820
20	高槻市	828
21	那覇市	838
22	福井市	842
23	久留米市	845
24	豊田市	847
25	長野市	850
26	高松市	850
27	福山市	854
28	和歌山市	856
29	岐阜市	859
30	宇都宮市	874
31	岡崎市	876
32	姫路市	878
33	豊橋市	878
34	前橋市	878
35	山形市	886
36	金沢市	889
37	高崎市	890
38	鹿児島市	892
39	大分市	895
40	呉市	896
41	旭川市	909
42	宮崎市	920
43	盛岡市	927
44	長崎市	933
45	鳥取市	933
46	八戸市	936
47	いわき市	939
48	松本市	942
49	佐世保市	947
50	秋田市	948
51	高知市	949
52	東大阪市	953
53	松江市	957
54	下関市	982
55	甲府市	982
56	倉敷市	983
57	富山市	984
58	青森市	985
59	水戸市	985
60	福島市	1,014
61	函館市	1,099
62	郡山市	1,102

※環境省「一般廃棄物処理実態調査」より

令和元年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりの家庭排出ごみの排出量(グラム/人日)
1	高松市	390
2	鳥取市	407
3	長野市	412
4	豊中市	420
5	豊橋市	421
6	奈良市	432
7	旭川市	435
8	柏市	435
9	枚方市	441
10	金沢市	443
11	八王子市	454
12	寝屋川市	457
13	佐世保市	461
14	那覇市	470
15	下関市	477
16	八尾市	480
17	横須賀市	482
18	川口市	485
19	盛岡市	486
20	尼崎市	487
21	西宮市	494
22	松山市	499
23	川越市	503
24	高槻市	506
25	福山市	507
26	秋田市	509
27	鹿児島市	511
28	東大阪市	512
29	大津市	514
30	大分市	517
31	越谷市	528
32	久留米市	530
33	明石市	531
34	倉敷市	534
35	宮崎市	536
36	船橋市	538
37	福井市	539
38	長崎市	541
39	豊田市	544
40	呉市	544
41	山形市	548
42	松江市	549
43	八戸市	556
44	宇都宮市	556
45	青森市	560
46	函館市	566
47	岐阜市	570
48	甲府市	575
49	高知市	577
50	富山市	579
51	岡崎市	579
52	姫路市	582
53	前橋市	590
54	いわき市	591
55	和歌山市	603
56	高崎市	612
57	郡山市	647
58	福島市	710

令和2年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりの家庭排出ごみの排出量(グラム/人日)
1	高松市	389
2	鳥取市	413
3	長野市	426
4	豊中市	429
5	奈良市	436
6	豊橋市	439
7	枚方市	447
8	旭川市	451
9	柏市	452
10	金沢市	454
11	寝屋川市	461
12	八王子市	467
13	佐世保市	479
14	下関市	485
15	八尾市	489
16	尼崎市	492
17	盛岡市	493
18	川口市	493
19	那覇市	497
20	西宮市	498
21	横須賀市	500
22	鹿児島市	503
23	松山市	504
24	高槻市	506
25	福山市	509
26	秋田市	519
27	川越市	519
28	東大阪市	520
29	大津市	523
30	大分市	526
31	久留米市	526
32	明石市	531
33	越谷市	540
34	倉敷市	547
35	福井市	547
36	宮崎市	547
37	船橋市	552
38	長崎市	556
39	山形市	560
40	呉市	562
41	八戸市	563
42	松江市	564
43	豊田市	567
44	青森市	571
45	岐阜市	578
46	いわき市	578
47	高知市	579
48	姫路市	583
49	函館市	585
50	岡崎市	587
51	富山市	591
52	宇都宮市	596
53	和歌山市	600
54	甲府市	606
55	前橋市	614
56	高崎市	629
57	郡山市	681
58	福島市	707

令和3年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりの家庭排出ごみの排出量(グラム/人日)
1	高松市	390
2	鳥取市	407
3	長野市	420
4	奈良市	422
5	豊中市	423
6	豊橋市	429
7	柏市	441
8	枚方市	441
9	旭川市	443
10	金沢市	448
11	寝屋川市	452
12	八王子市	452
13	佐世保市	464
14	下関市	478
15	尼崎市	479
16	吹田市	479
17	川口市	482
18	那覇市	485
19	盛岡市	485
20	八尾市	486
21	横須賀市	488
22	鹿児島市	490
23	高槻市	494
24	西宮市	495
25	松山市	495
26	福山市	500
27	川越市	502
28	大津市	504
29	秋田市	515
30	東大阪市	520
31	久留米市	522
32	越谷市	525
33	明石市	526
34	大分市	530
35	船橋市	531
36	福井市	532
37	倉敷市	540
38	長崎市	542
39	宮崎市	543
40	山形市	550
41	豊田市	553
42	八戸市	557
43	松江市	557
44	呉市	560
45	姫路市	569
46	岡崎市	569
47	富山市	572
48	高知市	573
49	水戸市	574
50	岐阜市	574
51	青森市	577
52	宇都宮市	584
53	甲府市	584
54	和歌山市	585
55	函館市	591
56	前橋市	599
57	いわき市	601
58	高崎市	605
59	郡山市	668
60	福島市	681

令和4年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりの家庭排出ごみの排出量(グラム/人日)
1	高松市	378
2	奈良市	407
3	豊中市	408
4	鳥取市	411
5	長野市	417
6	枚方市	425
7	柏市	430
8	松本市	432
9	豊橋市	433
10	八王子市	434
11	旭川市	434
12	金沢市	437
13	寝屋川市	437
14	西宮市	446
15	佐世保市	460
16	尼崎市	461
17	吹田市	462
18	福山市	462
19	那覇市	464
20	川口市	466
21	八尾市	473
22	盛岡市	474
23	下関市	479
24	高槻市	479
25	横須賀市	479
26	松山市	482
27	鹿児島市	484
28	大津市	486
29	川越市	490
30	東大阪市	492
31	秋田市	503
32	明石市	506
33	岐阜市	509
34	越谷市	510
35	船橋市	510
36	久留米市	512
37	倉敷市	520
38	福井市	522
39	大分市	526
40	豊田市	537
41	長崎市	538
42	宇都宮市	540
43	八戸市	544
44	宮崎市	544
45	一宮市	545
46	山形市	546
47	姫路市	551
48	松江市	551
49	岡崎市	554
50	呉市	557
51	青森市	565
52	和歌山市	567
53	高知市	567
54	水戸市	569
55	函館市	570
56	いわき市	570
57	甲府市	571
58	富山市	571
59	前橋市	594
60	高崎市	599
61	郡山市	654
62	福島市	671

令和5年度

順番	地方公共団体名	1人1日当たりの家庭排出ごみの排出量(グラム/人日)
1	高松市	369
2	豊中市	391
3	松本市	394
4	奈良市	396
5	鳥取市	399
6	長野市	400
7	豊橋市	407
8	柏市	408
9	枚方市	408
10	八王子市	417
11	寝屋川市	419
12	金沢市	420
13	旭川市	421
14	川口市	432
15	福山市	440
16	横須賀市	443
17	西宮市	444
18	尼崎市	445
19	吹田市	446
20	佐世保市	446
21	那覇市	451
22	盛岡市	456
23	八尾市	457
24	松山市	457
25	下関市	460
26	鹿児島市	461
27	高槻市	462
28	大津市	464
29	川越市	467
30	東大阪市	477
31	明石市	483
32	越谷市	484
33	秋田市	485
34	岐阜市	488
35	久留米市	489
36	福井市	494
37	豊田市	496
38	船橋市	496
39	倉敷市	499
40	大分市	509
41	長崎市	515
42	山形市	517
43	一宮市	518
44	呉市	519
45	宇都宮市	521
46	岡崎市	525
47	宮崎市	526
48	松江市	531
49	八戸市	531
50	姫路市	534
51	富山市	535
52	青森市	536
53	いわき市	538
54	和歌山市	544
55	函館市	545
56	高知市	545
57	水戸市	546
58	甲府市	547
59	前橋市	566
60	高崎市	572
61	福島市	612
62	郡山市	614

※環境省「一般廃棄物処理実態調査」より

令和元年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	倉敷市	46.0
2	福山市	43.3
3	下関市	39.3
4	八王子市	33.9
5	横須賀市	31.2
6	豊橋市	27.2
7	長野市	27.2
8	松江市	26.9
9	鳥取市	23.6
10	川越市	23.3
11	富山市	23.1
12	秋田市	22.8
13	川口市	22.4
14	いわき市	22.3
15	久留米市	21.9
16	船橋市	21.5
17	旭川市	21.3
18	寝屋川市	21.3
19	豊田市	20.9
20	奈良市	20.7
21	前橋市	20.0
22	枚方市	19.6
23	岡崎市	19.5
24	山形市	19.3
25	大分市	19.2
26	柏市	19.1
27	甲府市	19.1
28	松山市	18.9
29	佐世保市	18.0
30	高知市	17.7
31	越谷市	17.7
32	高松市	17.4
33	那覇市	17.1
34	大津市	15.7
35	盛岡市	15.6
36	宮崎市	15.3
37	姫路市	15.1
38	宇都宮市	15.0
39	豊中市	14.7
40	青森市	14.7
41	函館市	14.6
42	呉市	14.0
43	八尾市	13.7
44	西宮市	13.5
45	長崎市	13.4
46	金沢市	13.3
47	高槻市	13.1
48	鹿児島市	12.7
49	八戸市	12.7
50	尼崎市	12.6
51	高崎市	12.1
52	福井市	11.7
53	岐阜市	11.6
54	福島市	10.1
55	明石市	9.9
56	郡山市	9.5
57	東大阪市	9.3
58	和歌山市	6.8

令和2年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	倉敷市	44.3
2	福山市	43.5
3	下関市	38.4
4	八王子市	34.7
5	横須賀市	33.8
6	長野市	28.9
7	松江市	27.9
8	豊橋市	25.8
9	川口市	23.4
10	いわき市	23.3
11	川越市	23.0
12	鳥取市	22.9
13	船橋市	22.9
14	久留米市	22.9
15	秋田市	22.1
16	富山市	22.0
17	寝屋川市	21.2
18	奈良市	21.1
19	旭川市	20.8
20	柏市	20.3
21	那覇市	19.7
22	豊田市	19.6
23	松山市	19.4
24	枚方市	19.3
25	大分市	19.3
26	前橋市	19.0
27	甲府市	19.0
28	岡崎市	18.8
29	山形市	18.7
30	高知市	18.2
31	高松市	18.2
32	越谷市	17.8
33	佐世保市	17.3
34	姫路市	15.7
35	盛岡市	15.7
36	豊中市	15.6
37	大津市	15.3
38	宮崎市	15.2
39	宇都宮市	15.0
40	函館市	14.5
41	青森市	14.3
42	西宮市	13.9
43	長崎市	13.2
44	高槻市	13.1
45	八尾市	13.1
46	呉市	13.1
47	鹿児島市	13.1
48	八戸市	12.7
49	金沢市	12.7
50	尼崎市	12.3
51	福井市	11.9
52	高崎市	11.4
53	岐阜市	10.8
54	郡山市	10.1
55	福島市	10.1
56	明石市	9.6
57	東大阪市	9.3
58	和歌山市	8.9

令和3年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	倉敷市	43.5
2	福山市	43.4
3	下関市	38.4
4	八王子市	34.6
5	横須賀市	33.3
6	長野市	28.3
7	松江市	26.5
8	いわき市	24.5
9	豊橋市	23.5
10	鳥取市	23.0
11	川口市	23.0
12	船橋市	22.7
13	久留米市	21.8
14	川越市	21.6
15	富山市	21.4
16	寝屋川市	21.3
17	旭川市	21.1
18	秋田市	21.1
19	奈良市	20.8
20	水戸市	20.3
21	柏市	19.8
22	枚方市	19.0
23	前橋市	19.0
24	大分市	18.9
25	松山市	18.6
26	山形市	18.4
27	甲府市	18.3
28	豊田市	18.2
29	高松市	18.0
30	岡崎市	17.9
31	高知市	17.7
32	佐世保市	17.3
33	那覇市	17.1
34	越谷市	16.6
35	豊中市	15.8
36	吹田市	15.7
37	盛岡市	15.6
38	姫路市	15.6
39	宇都宮市	15.3
40	宮崎市	15.2
41	大津市	15.2
42	函館市	15.0
43	青森市	14.4
44	呉市	14.4
45	西宮市	13.9
46	高槻市	13.3
47	鹿児島市	13.1
48	金沢市	13.1
49	長崎市	13.0
50	尼崎市	12.8
51	八尾市	12.6
52	八戸市	12.2
53	福井市	11.8
54	高崎市	11.2
55	岐阜市	10.8
56	福島市	10.2
57	郡山市	9.9
58	東大阪市	9.1
59	明石市	9.0
60	和歌山市	8.5

令和4年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	倉敷市	44.1
2	福山市	44.0
3	八王子市	33.8
4	横須賀市	32.5
5	長野市	27.4
6	水戸市	26.3
7	松江市	25.7
8	豊橋市	23.4
9	川口市	22.8
10	いわき市	22.7
11	鳥取市	22.7
12	船橋市	21.9
13	下関市	21.6
14	川越市	21.6
15	久留米市	21.5
16	奈良市	21.3
17	富山市	21.2
18	寝屋川市	20.8
19	旭川市	20.8
20	秋田市	20.6
21	松本市	19.3
22	柏市	19.3
23	枚方市	18.8
24	松山市	18.6
25	前橋市	18.4
26	那覇市	18.3
27	大分市	18.1
28	山形市	18.0
29	高松市	17.9
30	岡崎市	17.9
31	高知市	17.6
32	豊田市	17.5
33	甲府市	17.4
34	吹田市	17.1
35	越谷市	16.3
36	佐世保市	16.3
37	西宮市	15.5
38	豊中市	15.5
39	函館市	15.4
40	盛岡市	15.4
41	宇都宮市	15.2
42	宮崎市	14.6
43	姫路市	14.5
44	大津市	14.1
45	一宮市	13.9
46	青森市	13.8
47	呉市	13.5
48	岐阜市	13.5
49	高槻市	13.2
50	八尾市	13.2
51	鹿児島市	13.0
52	金沢市	12.8
53	長崎市	12.7
54	尼崎市	12.3
55	八戸市	11.6
56	福井市	11.5
57	高崎市	10.9
58	福島市	10.1
59	郡山市	9.3
60	東大阪市	8.9
61	明石市	8.9
62	和歌山市	8.3

令和5年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	倉敷市	47.3
2	福山市	42.3
3	八王子市	33.6
4	横須賀市	32.6
5	長野市	26.9
6	松江市	25.2
7	川口市	22.3
8	いわき市	22.1
9	川越市	21.9
10	鳥取市	21.7
11	富山市	21.7
12	奈良市	21.6
13	豊橋市	21.5
14	久留米市	21.1
15	船橋市	20.9
16	下関市	20.5
17	旭川市	20.4
18	寝屋川市	20.3
19	秋田市	20.2
20	松本市	19.8
21	柏市	18.9
22	水戸市	18.7
23	岡崎市	18.6
24	枚方市	18.2
25	大分市	18.0
26	山形市	17.6
27	前橋市	17.6
28	松山市	17.6
29	高松市	17.2
30	甲府市	17.0
31	高知市	17.0
32	越谷市	16.7
33	吹田市	15.9
34	那覇市	15.8
35	佐世保市	15.5
36	一宮市	15.5
37	西宮市	15.4
38	宇都宮市	15.3
39	豊中市	15.2
40	盛岡市	15.0
41	姫路市	14.8
42	函館市	14.7
43	豊田市	14.7
44	宮崎市	14.1
45	呉市	13.7
46	青森市	13.7
47	大津市	13.5
48	尼崎市	13.3
49	高槻市	13.1
50	八尾市	13.0
51	岐阜市	12.6
52	鹿児島市	12.5
53	長崎市	12.4
54	金沢市	12.4
55	福井市	11.8
56	福島市	11.6
57	八戸市	10.7
58	高崎市	10.5
59	郡山市	9.2
60	東大阪市	8.5
61	明石市	8.5
62	和歌山市	8.0

※環境省「一般廃棄物処理実態調査」より

43. 米谷町と周辺自治会等への補助金、助成金等の交付実績（金額）

環境部 土地改良清美事務所

単位：千円

年度	補助金				その他	合計
	米谷町 補助金	精華地区 補助金	興隆寺町 補助金	岩屋町 補助金等	米谷町 借地更新料	
昭和61年度	4,800					4,800
昭和62年度	4,800	2,000			40,000	46,800
昭和63年度	4,800	2,000				6,800
平成 元年度	5,800	2,000				7,800
平成 2年度	5,800	2,000				7,800
平成 3年度	5,800	2,000				7,800
平成 4年度	5,800	2,000				7,800
平成 5年度	5,800	2,000		103,000		110,800
平成 6年度	5,800	2,000		83,000		90,800
平成 7年度	5,800	2,000		3,000		10,800
平成 8年度	8,000	2,500			100,000	110,500
平成 9年度	8,000	2,500				10,500
平成10年度	13,000	2,500	3,000			18,500
平成11年度	8,000	2,500				10,500
平成12年度	18,000	2,500		126,700		147,200
平成13年度	8,000	3,000		6,700		17,700
平成14年度	8,000	3,000		6,700		17,700
平成15年度	11,200	3,000	3,000	7,140		24,340
平成16年度	8,000	3,000		7,140		18,140
平成17年度	8,000	3,000		7,140		18,140
平成18年度	10,000	3,500		7,580	100,000	121,080
平成19年度	18,000	3,500		7,580		29,080
平成20年度	18,000	3,500	4,500	7,580		33,580
平成21年度	13,000	3,500		8,020		24,520
平成22年度	10,000	3,500		8,020		21,520
平成23年度	10,000	4,000		8,020	50,000	72,020
平成24年度	10,000	4,000		8,460		22,460
平成25年度	10,000	4,000	4,500	8,460		26,960
平成26年度	10,000	4,000		8,460		22,460
平成27年度	10,000	4,000		8,900		22,900
平成28年度	10,000	4,500		8,900	60,000	83,400
平成29年度	11,677	4,500		8,900		25,077
平成30年度	24,699	4,500	4,500	9,340	60,000	103,039
令和元年度	19,500	4,500		9,340		33,340
令和2年度	15,000	4,500		9,220	60,000	88,720
令和3年度	10,000	4,500		6,700		21,200
令和4年度	10,000	4,500		6,700		21,200
令和5年度	10,000	4,500	900	6,700		22,100
令和6年度	10,000	4,500	900	6,700		22,100
令和7年度	10,000	4,500	900	6,700		22,100
合計	403,076	128,000	22,200	510,800	470,000	1,534,076

44. 天理市岩屋町との公害調停の内容がわかる資料

環境部 土地改良清美事務所

天理市岩屋町との公害紛争調停の経緯と解決

天理市岩屋町と奈良市の間で長期間にわたって繰り広げられた公害紛争は、昭和56年3月14日の調停申請から平成5年4月5日の調停成立まで、約13年という歳月をかけて解決に至りました。この紛争は、奈良市が計画していた「南部土地改良清美事業第二工区」の埋立事業を巡るもので、住民側は健康や環境への悪影響を懸念し、事業の白紙撤回を求めていました。

紛争の背景と住民側の主張

この紛争は、奈良市が計画した第二工区の埋立事業が発端です。これに対し、天理市岩屋町の住民は「公害紛争処理法」に基づき、奈良県公害審査会に調停を申請しました。住民側が懸念していたのは、主に以下の4つの問題でした。

水質汚染：

埋立事業が水源や地下水に影響を与え、水質を悪化させる可能性。

農作物に対する被害：

汚染された水や土壌が、地域の主要産業である農業に深刻な被害をもたらす可能性。

健康被害：

住民の健康に直接的な悪影響が及ぶ可能性。

災害：

埋立事業が土砂崩れなどの災害リスクを高める可能性。

住民側は、これらの懸念を解消するため、事業計画について「関係住民の合意なしには断じて強行してはならない」という強い立場をとりました。また、事業のもたらす被害を科学的に調査し、その結果をもとに事業計画を全面的に見直すことを求めていました。これは、ごみ処分場建設のような公共事業は、住民の意見交換と合意のもとに進められるべきだという、公害問題に対する基本的な考え方に基いています。

奈良市側の主張と解決への道

一方、奈良市側は、事業実施にあたり公害や災害を防ぐための万全な対策を講じていると主張しました。奈良市側の基本的な立場は、専門家による説明や資料提供を通じて住民の不安を解消し、事業の安全性について理解を得ることで、

円滑に工事に着手したいというものでした。また、「奈良市南部土地改良清美事業防災及び環境保全対策委員会」の調査結果や意見を尊重し、住民の理解を得る努力を続ける姿勢を示していました。

13年にわたる調停と最終的な解決

この紛争は、双方の主張が対立し、長期にわたる話し合いを必要としました。昭和56年5月30日の第1回調停から始まり、76回もの調停を経て、ようやく解決に至りました。

最終的に、平成5年4月5日に本調停が成立しました。奈良市は、岩屋町に対して解決金として1億円を支払うことで和解しました。この解決金は、同年4月5日付の「覚書」に基づき支払われ、約13年にわたる公害紛争に終止符が打たれました。

奈良県公害審査会による調停案の受諾について

本市及び天理市と天理市岩屋町42番地 天理市岩屋町 代表者区長増田和義との奈良市南部土地改良清美事業第二工区の公害に係る紛争調停について、平成5年2月22日別紙のとおり調停案の提示があったので、これを受諾する。

平成5年3月8日提出

奈良市長 大川 靖 則

調 停 条 項 (案)

第一条 被申請人奈良市（以下奈良市という）は、奈良市南部土地改良清美事業第二工区（以下本事業という）の実施に当たり、安全対策に万全の措置を講じることを約束する。

第二条 被申請人天理市（以下天理市という）は、本事業の実施に関連して参加人天理市岩屋町（以下岩屋町という）の住民の安全確保に万全を期する。

第三条 奈良市は、以下の安全対策を実施する。

1. 遮水対策について

埋立処分場（以下処分場という）最下部に別紙図面の通り、ゴムシート（約6,800平方メートル）を敷設する。また、有孔集水管増設工事及び礫マット、礫暗渠の敷設工事（約12,000平方メートル）を別紙図面の通り実施する。

2. 監視体制と水質検査について

(1) 処分場に搬入される廃棄物及び埋立状況等の監視について

① 岩屋町住民代表（5名以内）が、勤務時間内に現場作業場（焼却工場を含む）内に立ち入り、搬入車から処分場へ投棄される廃棄物の検査及び埋立状況の監視等を実施することができる。

② 奈良市は、年に2回、廃棄物の分析を資格を有する検査機関に依頼し、その検査結果を岩屋町及び関係機関へ報告する。

③ 奈良市の実施する②の検査の他に、岩屋町は奈良市の立ち会いの上、年2回、資格を有する検査機関に依頼して、廃棄物の検査を実施することができる。

(2) 水質について

① 奈良市は、現在実施している処理水の水質検査を継続する。

② 奈良市は処理施設の直下及び断層上等の適所に井戸を確保し、その水の検査を定期的実施する。具体的な井戸の確保場所や本数については、奈良市及び岩屋町間で別途協議する。

③ 奈良市は、岩屋町内で現在使用中の井戸の内2～3箇所程度の水質検査を、投入開始前より定期的実施する。

④ 岩屋町は、奈良市の立ち会いの上、処理水から年2回、適量のサンプルを採取して、分析センター等で検査することができる。

⑤ ①ないし④の水質検査項目は、現在奈良市が実施している項目（塩素イオンを含む）とする。但し、①及び④の処理水の水質検査については、年1回ずつダイオキシン検査を加えることとする。

⑥ 奈良市は、埋立完了後も安全性が確認されるまで必要の箇所において水質検査を継続する。

(3) 上記の費用は奈良市が負担する。

3. 埋立期間について

廃棄物の投棄期間は20年以内に限るものとする。

4. 投棄する廃棄物の種類について

(1) 処分場に投棄する廃棄物の種類については、一般廃棄物のうち、焼却灰、土砂及び瓦礫(奈良市が管理する道路及び水路についての直営補修工事により生じたものに限る)、鉄分を除く破碎不燃物に限定する。

(2) 産業廃棄物、特別管理一般廃棄物(PCBを使用した部品、ごみ焼却炉の集塵灰、感染性医療系廃棄物など)、電池類、貯水池の残ヘドロ、汚泥は処分場に投棄しない。

(3) 投棄する廃棄物の種類については、今後の環境科学等の発展に伴い改

めて協議することとする。

5. 投棄予定外物が投棄されていることが明らかになった場合には、その後の埋立を中止し、当該投棄予定外物を掘削して除去する。

6. 污水处理施設は、埋立完了後も安全性が確認されるまでは正常稼働を継続する。

7. 処分場内から処分場外への排水又は漏水によって環境が汚染された場合は、直ちに廃棄物の投棄を中止する。原因が究明され原因の除去がなされるまでの間は廃棄物の投棄を再開せず、原因の除去が不可能な場合は投入した廃棄物を除去する。

8. 本事業の実施地周辺で、処分場からの排水又は漏水が原因と疑われる被害が発生したときは、奈良市が明確な反証をなし得ない限り、処分場からの排水又は漏水が原因であるとみなし、奈良市はその損害を賠償する。

9. 奈良市は、事業の実施地以外に、岩屋町に直接または間接に影響を及ぼす可能性のある奈良市内の地域には、今後、一般廃棄物処分場の設置は行わない。なお、私営の一般廃棄物処分場及び産業廃棄物処分場についても、奈良県その他の関係機関に対して、同地域内での設置を認めることのないよう要請する。

10. 国内外の公的機関や有力な研究機関から、新たな有害廃棄物の存在が指摘された場合には、施設の増改築等を含め、万全な安全対策を講じる。

第四条 処理水の放流の場所・方法について

処理水の放流の場所、方法については、岩屋町の意向を最大限尊重して奈良市、岩屋町及び天理市の三者間で協議し決定する。

第五条 奈良市は次の環境整備等の履行を約束する。

1. 岩屋町内の下水道設備の完備について協力する。

2. 岩屋町内を通る道路のバイパス道路の建設について協力する。
3. 高瀬川（奈良市境より櫛本領まで）の改修工事の実施につき関係機関と協力する。
4. 岩屋町内の水路、道路の全面改修に協力する。
5. 高瀬川についての岩屋町住民の水利権があることを認め、岩屋領内の高瀬川の現在の水量を確保する。

第六条 奈良市と岩屋町は本事業に関して、次の要領で協議会を開催する。

1. 定期協議会を年2回開催する。
2. 奈良市及び岩屋町は、必要に応じ臨時協議会の開催を求めることができる。
3. 天理市はオブザーバーとして協議会に参加する。
4. 協議会は、本調停条項の実施に関する事項、その他本事業の安全対策・公害防止に関する事項全般（処分場の埋立完了後の安全対策等を含む）について、誠実に協議することを目的とする。
5. 奈良市は、岩屋町の求める資料を提供の上誠実に協議することとし、合意事項は誠実に履行する。
6. 協議会には、弁護士その他の学識経験者を若干名出席させることができる。
7. 協議会の事務局は奈良市におく。
8. 協議会の費用は予算の範囲内で奈良市が負担する。

第七条 天理市は次の環境整備等の履行を約束する。

1. 岩屋町内の下水道事業を推進する。
2. 岩屋町内を通る県道のバイパス道路の建設に努力し、県道とバイパス道路との取付道路の建設を推進する。

3. 高瀬川（奈良市境より櫛本領まで）の改修工事の実施につき関係機関と協力する。
4. 岩屋町内の水路、道路の全面改修を努力する。
5. 高瀬川についての岩屋町住民の水利権があることを認め、岩屋領内の高瀬川の現在の水量確保に協力する。

第八条 天理市と岩屋町は、本事業に関して、次の要領で協議会を開催する。

1. 定期協議会を年2回開催する。
2. 天理市又は岩屋町は、必要に応じ臨時協議会の開催を求めることができる。
3. 協議会は、本調停条項の実施に関する事項、本事業の実施に伴う岩屋町住民の安全確保対策及び環境整備事業等（前条の事業等を含む）について、誠実に協議することを目的とする。
4. 天理市は、岩屋町の求める資料を提供の上、誠実に協議することとし合意事項は誠実に履行する。
5. 協議会には、弁護士その他の学識経験者を若干名出席させることができる。
6. 協議会の事務局は天理市におく。
7. 協議会の費用は、予算の範囲内において、天理市が負担する。

第九条 奈良市は岩屋町に対し、解決金を支払う。その額については双方協議する。

第十条 岩屋町は奈良市が第一条、第三条ないし第六条及び第九条を誠実に履行することを条件に、本事業に同意した。

平成5年 月 日

第三条の1 別紙図面



奈良県公害審査会による調停案受諾
に伴う和解について

本市及び天理市と■■■■■■■■■■ 天理市岩屋町 代表者区長■■■■
■■との奈良市南部土地改良清美事業第二工区の公害に係る紛争調停において受
諾する調停案の調停条項第九条の規定に基づき、本市は、和解により次のとお
り解決金の額を決定するものとする。

平成5年3月8日提出

奈良市長 大川 靖 則

1. 解決金の額 100,000,000円

但し、調停関係費用の一部補償及び一切の解決金として

2. 解決金の支払の相手方 ■■■■■■■■■■

天理市岩屋町

代表者区長 ■■■■■■■■

3. 解決金の支払の期日 調停成立後1箇月以内

覚 書

奈良市（以下「甲」という。）と天理市岩屋町（以下「乙」という。）
との間において、甲が行う奈良市南部土地改良清美事業第二工区の公害
に係る紛争調停の解決金に関し、次のとおり覚書を締結する。

解決金の額 100,000,000円

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有
するものとする。

平成5年 4月 5 日

甲 奈良市
代表者市長 大川 靖 則



乙 天理市岩屋町
代表者区長 ■■■■■■■■



46. 南部土地改良清美事業における包括外部監査で指摘されたこれまでの詳細がわかるもの

環境部 土地改良清美事務所

平成14年度

包括外部監査の結果報告書

ごみ処理事業について

奈良市包括外部監査人

公認会計士 西 育良

4. 埋立事業に関する土地賃借料増額割合の適正化

焼却灰などの最終ごみを埋め立てる一般廃棄物最終処分場（南部土地改良清美事業）は地元住民から借り受けている土地が大半である。それに関して、平成8年4月に締結された市と米谷町自治会の南部土地改良清美事業に関する覚書には「平成10年度以降の賃借料については、3年ごとに10%の増額を基本として双方協議の上、定めるものとする」と記載されている。

当初の昭和49年度から昭和60年度まではその年の農業所得標準額に基づいて賃借料が決められていたが、昭和61年度から見直し、現在の3年毎の10%増額となったのは平成元年度からである。昭和61年度当時から現在の平方メートル当たり賃借料を比較すると約2倍となっている。

昨今の経済情勢からみても、更新ごとに10%増額されるのは明らかに不合理である。賃借料はその土地の地価を勘案しながら決められるのが通常であるため、当初の覚書は考慮するものの、少なくとも毎年度、地価を勘案した適正な賃借料の検討を行うべきである。

最終処分場には、一般廃棄物最終処分場（以下、「南部土地改良清美事業」という。）、緊急時一般廃棄物最終処分場（以下、「奈良阪清美事業」という。）、大阪湾広域処理場（以下、「フェニックス最終処分場」という。）の3箇所があるが、上記に関連して処理単価を比較したものが下表である。

最終処分場	処理トン数	処理金額	10Kg 当たり処理単価
南部土地改良清美事業	15,267.54t	494,057 千円	324 円
奈良阪清美事業	6,963.66t	116,899 千円	168 円
フェニックス最終処分場	2,780.00t	32,758 千円	118 円

上記より、10Kg 当たり処理単価は南部土地改良清美事業が他よりも圧倒的に高く、フェニックス最終処分場に比べると2.7倍の処理単価がかかることが判明する。南部土地改良清美事業では、職員人件費のほか、近隣住民への賃借料や事業促進助成金が処理金額の約2割となっており、それらが処理単価を押し上げる原因となっている。一方、フェニックス最終処分場は、広域で近畿圏の近隣都市が共同で廃棄物処理を長期安定的に処理することを目的とした大阪湾フェニックス計画に基づく埋立処分場であるが、処理コストは主にはトン当たりの売買金額と輸送費しかかからないため、かなり割安になっているものである。

南部土地改良清美事業の賃借料及び助成金などについては、近隣住民に対する不可避なものもあるが、第一工区の土地返還を含め、上記のことを勘案しつつ経費削減努力を行う必要がある。

5. 排出者負担の原則によるごみ搬入手数料の見直し

廃棄物処理に伴う環境への負荷の原因者は排出者であり、排出者が廃棄物処理に伴う環境への負荷低減の責任を負うという、いわゆる「排出者負担の原則」が廃棄物対策の基本的な考え方として定着している。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」という。）においても国民の責務として廃棄物排出の抑制や国及び地方公共団体の施策への協力が規定されており（廃掃法第2条の3）、さらに事業者については、事業活動に伴って生じた廃棄物を排出事業者が自らの責任において処理することが明確に規定されている（廃掃法第3条第1項）。また、「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第4条第1項においても「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されている。

奈良市では家庭系ごみについては原則として市が直接収集し、事業系ごみの大半の収集運搬業務を許可業者に委ねている。家庭系ごみ、事業系ごみともにそれらに係る収集・処分費用の低減は常に念頭におくべきものであり、収集・処分原価は徴収する処理手数料算定の基礎とすべきものであることから、ごみ収集・処分に係る適切な原価の把握が必要である。

「第2. 奈良市ごみ処理事業の概要 6. ごみ処理原価の比較」で監査人が試算したごみ処理原価（12頁）によると、事業系ごみとして持ち込まれたごみを処理するためには、可燃ごみが194円/10kg、不燃ごみが643円/10kgの処理原価がかかっている。しかし、一般廃棄物処理手数料として市が算入している金額は100円/10kgであり、それぞれの差額、可燃ごみ94円/10kg、不燃ごみ543円/10kgは市民の税金により負担していることとなっている。ごみ処理手数料単価は、平成9年度の破碎・焼却経費及び埋立処分経費をごみ搬入量で除した201円/10kgの5割を設定根拠としているが、5割とした根拠が不明であり、また、排出者に対して全額負担させるかは検討の余地があるが、現在のごみ搬入手数料は可燃ごみと不燃ごみの区別なく、一律100円/10kgとなっていることは明らかに不合理である。特に事業系ごみについては排出事業者に処理責任があり、また、奈良市では事業系ごみが全体の約40%以上を占めてい

平成23年度

包括外部監査の結果報告書

公有財産（不動産）に係る事務執行について

奈良市包括外部監査人

公認会計士 玉置寿子

(ii) 今後の方針

奈良阪球技場は、スポーツ振興課において、今後も球技場として保有を継続し、稼働率の向上を目指して施設の運営に努める方針である。

また、第4及び第5次浸出水処理施設は、焼却灰埋立に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、浸出水の処理を行う必要があるため、市が継続して管理を行う方針である。

緊急時最終処分場は、市内自治会の町内清掃等により排出される草木の処分や、南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場への埋立物の搬入が悪天候等により不可能な場合に使用する処分場と位置付けられており、今後も継続して利用する方針である。

(イ) 監査の結果及び意見

意見

奈良阪球技場の底地の賃料は3年に一度、固定資産評価額を参考に見直しを行っているが、仮にこれまでの借借期間と現在の賃料9百万円/年をもとに試算すると、総額およそ200百万円以上を支出していることになる。

現在、球技場の稼働率は低く、賃料を支払ってまで市が保有する明確な意図は乏しいと考えられる。このまま低稼働が続くのであれば、施設の運用目的を再考し、球技場の廃止・賃借土地の返還を含めて見直しを行うべきである。また、賃貸借契約を継続して何らかの施設として利用する場合には、土地の買取りを含めて検討すべきである。

一方、現在も利用が続いている緊急時最終処分場においても、今後継続して利用されることが予想される。そのため、奈良阪球技場と隣接している当該跡地の返還の可能性も考慮し、買取りや今後の利用方針を検討すべきである。

②第2工区浸出水処理施設

所管課		財産区分	
環境部土地改良清美事務所		行政財産	
住所		不法占拠の有無	
奈良市米谷町1821 他		無	
建物			
総面積 (㎡)		台帳価額 (千円)	
807.12		141,482/175,970	
貸付の有無	貸付先	減免率 (%)	使用料 (円)
無		-	-
敷地の権利 賃借権	敷地の賃借料 (円) 83,905,073		

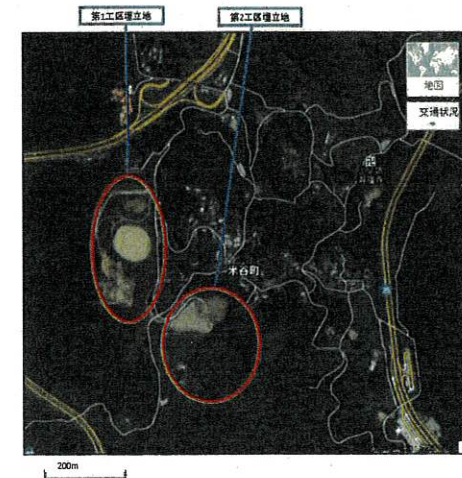
(ア) 概要

(i) 現況

第2工区浸出水処理施設は、南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場（以下、南部最終処分場という。）の施設の一部であり、埋立処分地で焼却灰の埋立後に発生する浸出水の処理を行う施設である。

南部最終処分場は焼却灰の埋立を行う施設であり、中ノ川及び奈良阪周辺の一般廃棄物最終処分場の利用終了に伴い設置された。南部最終処分場は第1工区及び第2工区から構成されている。第1工区は、昭和56年から平成12年まで利用しており、第2工区は、第1工区の埋立容量が限界に達した後利用を開始し、平成12年から現在まで継続して利用している。現在の年間埋立量をベースに残りの埋立可能年数を換算すると、あと40年以上は引き続き利用可能な施設である。

市は両工区の敷地を一括して昭和51年より賃借しているが、地権者が多数のため、不公平がないよう地元自治会との協定に基づき、3年毎に賃料の見直しを行っている。賃借面積は152,413㎡で、平成22年度の賃借料は83百万円/年である。賃借当初は農業所得水準を参考に決定していたが、地価の上昇に伴い賃借料も増加し、平成18年度以降は単価が据え置かれ、高止まりの状態が続いている。



(ii) 今後の方針

南部最終処分場は引き続き埋立容量が限界に達するまで利用されるため、当該賃借中の敷地について買取りの必要性があると考えており、実現に向け検討している。

(イ) 監査の結果及び意見

意見

現在の賃料には合理的な根拠はなく、協議する上で判断材料に欠ける。今後は適切な賃料を算定できるよう明確な算定基準を設けるべきである。

意見

契約書上は、焼却灰の埋立容量が限界に達した後は最終処分場を閉鎖し、農地として整備したうえで返還するとの条項があるが、返還時の土壤汚染対策等原状回復費用まで考慮すると返還は非現実的である。広大な敷地の現状回復費用を捻出できない場合には、処分場としての用途がなくなった後も半永久的に賃借を続けて賃料を支払うことになりかねず、市税の使途、公平性からも問題である。

現在の賃借料は 83 百万円／年であり、これまでの賃借期間と現在の賃借料で試算するとこれまでに 2,000 百万円以上の支出を行っていることになる。長期間にわたる賃借が必要とされ、かつ返還が困難と予想される事業を行う場合は、買取りを前提にして事業を開始するべきであり、底地の賃借による半永久的な公共施設の建設は厳に慎むべきである。今後は賃貸借契約を行うに当たっては、市として求められる事業の必要性のほか、他に及ぼす影響等を考慮し、慎重に判断すべきである。

当該土地の賃貸借契約については、土地の買取りを早急に実現できるようにすべきであり、少しでも賃借料及び買取額の支出額を減少できるよう総合的に勘案し、検討すべきである。なお、当該土地の買取りが実現したとしても、最終処分場としての用途が終了した後長期間にわたる未利用地とならないよう将来の使用方法についても同時に検討されたい。

◎都祁南之庄墓地

所管課		財産区分	
市民生活部生活環境課		行政財産	
住所		不法占拠の有無	
奈良市都祁南之庄町1120-4		無	
土地			
公簿面積 (㎡)		台帳価額 (千円)	
62.00		-	
貸付の有無	貸付先	減価率 (%)	使用料 (円)
無	-	-	-

(ア) 概要

(i) 現況

都祁南之庄町の墓地は、自治会が管理する墓地に隣接しており、平成 17 年の都祁村との合併に伴い引き継いだ土地である。合併前の都祁村での取得であり、取得の経緯は不明である。引き継ぎ時に市の公有財産台帳に記載されたが、平成 20 年度の組織変更の際に所管課で別途作成していた管理台帳への記載が漏れたため、所管課の行政財産であるという認識がないまま保有を継続している。

平成24年度

包括外部監査の結果報告書

過去の包括外部監査の措置状況について

奈良市包括外部監査人

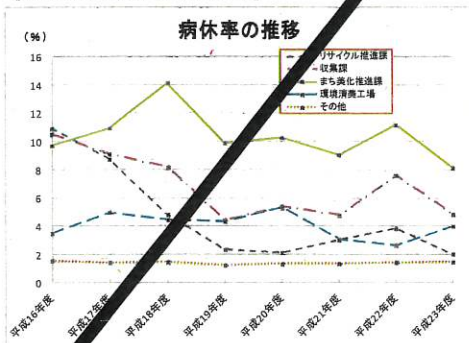
公認会計士 玉 置 寿 子

の比較では、概してごみ収集担当職員の病休頻度が高い傾向にあること、30日以上の特休取得者の平均提出診断書枚数が目立って多い傾向にあることが指摘されている。

また、平成19年の再生検討委員会の報告書で求められていた長期にわたる病氣休暇を許すような「労務、人事面における従前の慣行」の見直しについては、効果的な改善がなされたとは言えない状況にあるとのことである。

以上より、病休率は以下のようにおおむね低下傾向にあると認められるが、依然として他の市長部局と比較して高い状態にあるため、措置が不十分であると判断した。

【平成16年度以降の病休率の推移】



(注1) 病休率は各課の人員ごとの「病休日数／勤務日数」を総合計して計算している。
 (注2) その他は他の市長部局で、水道・消防・教員は含まない。
 (注3) 収集課及びまち美化推進課は、平成17年度以前はそれぞれ環境清美第一事務所及び環境清美第二事務所という名称であった。

監査の結果及び意見

【意見】

依然として他の市長部局と比較して高い状態にある。

ごみ収集等の業務は肉体労働であり、デスクワークが中心である他の市長部局と比較して高くなるのはやむを得ない側面はあるものの、過去に数々の不祥事があったことを鑑み、職場風土の改善、配置換え、病氣予防策の徹底等の対策を講じて引き続き病休率の低下に努められたい。

(2) 埋立事業に関する土地賃借料増額割合の適正化

①概要

一般廃棄物最終処分場は奈良市米谷町にある焼却灰の埋立を行う施設であり、中ノ川及

び奈良周辺地域の最終処分場の利用終了に伴い昭和56年より利用を開始された。第一工区と第二工区からなり、平成12年度に第一工区の利用を終了した後は第二工区を利用し、現在に至る。現在の年間埋立量を基準に利用可能年数を試算すると、あと40年以上は利用可能な施設である。また、各工区には水質検査を行い、埋立地を通った雨水を浄化して川に流すための処理施設も設置されている。



<第一工区>



<第二工区>



<第二工区の水処理施設>

②過年度の監査の結果及び意見並びに市の措置状況

監査の結果及び意見【結果の要約】	一般廃棄物最終処分場は、大半の土地を地元住民から借り受けており、土地賃借料に関しては、平成8年4月に締結された市と米谷町自治会とで締結された覚書に「平成10年度以降の賃借料については、3年ごとに10%の増額を基本として双方協議の上、定めるものとする」と記載されている。 しかし、昨今の経済情勢からみても、更新ごとに10%増額されるのは明らかに不合理である。賃借料はその土地の地価を勘案しながら決められるのが通常であるため、少なくとも毎年度、地価を勘案した適正な賃借料の検討を行なうべきである。
過年度報告書における記載ページ	平成14年度奈良市包括外部監査報告書【ごみ処理事業について】22ページ
措置済か否か	措置済
措置内容	平成18年度以降の賃借料については、その地元協議の中で、一般廃棄物最終処分場は一般の公共施設とは異なり、特別交付税の算定基礎となっているいわゆる迷惑施設（清掃施設・火葬場等）とされている生活関連施設として地元住民の理解と協力が不可欠であり、特別な財政上の配慮が必要であることも踏まえ、賃借料の決定に向けて検討協議を重ねた結果、経済状況、地価の動向等を踏まえた改定協議することで合意に達した。
公表日	平成18年5月2日

③今回の調査における評価及び根拠

措置されたと認める。理由は以下のとおりである。

平成18年4月1日に締結された覚書では、「賃借料の額については、平成17年度を基準として、この覚書の交換年から3年ごとに、経済情勢及び地価を総合的に勘案して、甲乙協議の上定めるものとする。」（第4項）、「前項の賃借料の額は、経済情勢及び地価の著しい変動等特別の事情があると認められるときは、甲乙協議するものとする。」（第5項）と合意され、17年度以前の契約であった「平成10年度以降の賃借料については、3年ごとに10%の増額」という文言はなくなった。実際、平成18年度以降の賃借料は、前年度と同額で据え置きされている。監査意見に対応した措置により、恒久的な増額が停止したことから、一定の成果はあったと認める。

しかし、「経済情勢及び地価の著しい変動」に応じた改訂が行われているかどうかは明らかでないため、改めて次の意見を付す。

監査の結果及び意見

【意見】

平成18年以前の賃借料は平成10年以降、3年ごとに増額してきた結果であり、周辺地価とは既にかい離していたと考えられる。その後、平成17年度と賃借料が継続的に同額であることも、社会情勢や地価動向に比して、適正な賃借料として市民が許容できる範囲であるかどうか明らかではない。

平成18年度及び平成21年度の覚書に記載されている平成18年度から平成23年度までの地目ごとの年間賃料は以下のとおりである。

区分		年度	平成18年度から平成20年度	平成21年度から平成23年度
			円/㎡	円/㎡
田・溜池	地目別		367	367
	一律		216	216
	計		583	583
畑	地目別		661	661
	一律		216	216
	計		877	877
山林・原野	地目別		257	257
	一律		216	216
	計		473	473

「地目別」及び「一律」の区分単価の算定根拠を所管課の担当者にヒアリングしたが、明確な回答は得られなかった。

調査のため、平成24年奈良県地価調査基準値価格一覧（林地）を見ると、以下のとおりであった。

基準値番号	基準値の所在・地番	基準値の価格 (円/10㎡)	対前年変動率 (%)	基準値の地積	基準値の利用状況	基準値の周辺の土地利用の状況	交通接近条件				公法上の規制	地域の特性
							基準地から最寄駅までの距離	最寄駅までの距離	最寄駅までの距離	最寄駅までの距離		
奈良（林）-1	吉野郡上北山村大字河合592番	20,100	△ 5.1	95,200	雑木林地（杉・ヒノキ）	標高700m、約30度の北東向傾斜の雑木の自生林地	公道隣接	林道	大和上市	河合	「郡計外」地積計	山林農地
奈良（林）-2	生駒郡平群町大字根本807番2	2,430,000	△ 4.0	2,786	雑木林地（杉）	邸、雑木が遺存する自生林地	公道隣接	町道	元山上市	上庄台	「調査」地積計	都市近郊
奈良（林）-3	平野市国原長峰976番1	215,000	△ 5.7	12,570	用材林地（杉）	90年生の杉、30～10年生の雑の人口林地	公道隣接	市道	橋原	長峰	「調査」地積計	農村林地
奈良（林）-4	吉野郡東吉野村大字杉谷218番外	38,700	△ 6.1	40,065	用材林地（杉）	60年生前後の杉の人工林	公道隣接	林道	橋原	杉谷	「郡計外」地積計	林業本場
奈良（林）-5	奈良市月ヶ瀬月瀬814番	210,000	△ 4.5	3,458	雑木林地（杉）	農地に隣し、雑木・竹・雑木等が遺存する林地	公道隣接	市道	月ヶ瀬口	月瀬	「郡計外」地積計	農村林地

地域及び現況等が異なるため、単純に比較することはできないが、例えば、「奈良（林）-5」の奈良市月ヶ瀬地区の林地の基準地価格は210円/㎡であり、上記米谷町の山林・原

野の単価473円／㎡よりも安い。基準地価格は所有権の対価として決定されていることを考慮すると、処分場の底地の賃料はかなり高く設定されていると考えられる。

地元補償の側面が強いとはいえ、特定の市民に支払う多額の賃借料が納税者にとって許容されうるレベルであるかどうか、市民に情報提供し、理解を求められたい。

(3) 事業推進及び環境保全対策助成金（米谷町）

（注）平成16年度の意見であるが、上記と関連する意見であるのでまとめて記載している。

①過年度の監査の結果及び意見並びに市の措置状況

監査の結果及び意見【意見の要約】	(a) 助成金の中にも、事業推進助成金、環境保全対策助成金、さらには個別の事業に対する助成金と3 種類存在し、当初は助成金の目的を明確にした上で支給されていたと考えられる。特に環境保全対策助成金は、不法投棄の監視など環境を保全する活動に対して支出される助成金であるため、助成団体の活動実績を把握しつつ助成金の有効活用を促すことが必要である。そのためには、助成金を生かした地域の活性化支援も併せて視野に入れ、地域の指導力の育成、向上が求められると考えられる。 (b) 米谷町の助成金は平成 18 年度に契約の更新を迎え、助成金支給開始から 30 年を迎える。基本計画には 20 年という期間を設けているものの、助成金の受益者、処分場の使用状況等を勘案したうえで、助成金額と期間を見直すべきである。なお、処分場は協定を更新し続けるのでなく、地元の合意を得ながら残存稼働年数を設定する必要があると考えられる。
過年度報告書における記載ページ	平成16年度奈良市包括外部監査報告書57ページ
措置済か否か	検討中
検討内容	・平成19年9月（公表済） (a) 本事業は一般廃棄物最終処分場という、性質上地元住民には受け入れ難い施設であり、その事業推進には、地権者並びに近隣自治会及び住民の大きな理解と協力無しには推進できない事業である。 本監査で意見のあった、環境保全対策助成金は、地元自治会と本市が最終処分場として適正な処理を行っていくうえでの信頼関係を保つ最も有効な手段として実施している不法投棄等の監視事業への助成であり、これにより今後も事業の持続推進が図られるものと考えている。意見内容を踏まえ、その活動に対する実績の報告を求め、より有効な手法がないか検討を行っている。 (b) 本事業は一般廃棄物最終処分場という、性質上地元住民には受け入れ難い施設であり、その事業推進には、地権者並びに近隣自治会及び住民の大きな理解と協力無しには推進できない事業である。 本監査で意見のあった、金額と期間については、平成18年度に新たに協定書を交わし、実情に応じた額の助成を行っている。 また、残存稼働年数については、ごみの多様化・処理技術の進歩等を総合的に勘案し、今後設定する方向で検討する必要があると考えている。 ・平成23年9月及び24年3月（未公表） 一般廃棄物最終処分場は一般の公共施設とは異なり、清掃施設・火葬場等いわゆる迷惑施設とされている生活関連施設として、地元住民の理解と協力が不可欠であり、特別な財政上の配慮が必要である。 また、今後40年以上は埋立可能であると考えられることから事業継続のため助成金は必要であるが現在の経済、財政状況等から見直しを図る協議を検討したい。
公表日	平成19年11月9日

③今回の調査における評価及び根拠

妥当と認められない。理由は以下のとおりである。

助成金により実施された小川及びその周辺の整備状況を視察したが、写真にもあるように滝や川底をコンクリートで固定する等の工事は必要性があるとは考えにくく、助成金が有効に活用されているとは認められない。

当時の監査人は、助成金という名目で地元補償のために無制限に市税が投入されるのを防ぐために、助成金の受益者、処分場の使用状況等を勘案したうえで、助成金額と期間を見直すべきとしている。しかし、平成18年度の協定改定後、助成金の金額はむしろ増加しており、また使途も上記の必要性があると考えにくい工事等であり、実情に応じた額とは認められない。また、平成23年9月及び24年3月の検討内容は、「見直しを図る協議を検討したい。」と具体性に欠け、何をどのように検討しているか不明確である。

監査人の趣旨に沿った措置がされているわけではなく、検討中の内容が不明確であるため、妥当とは認められない。

遡れる範囲で調査した昭和61年度以降の南部土地改良清美事業に関連した市の周辺住民に対する支出の内訳は以下のとおりである。

年度	米谷町				精華地区	興隆寺町	天理市岩屋地区		合計
	助成金	費料	更新料	米谷町合計			助成金	和解金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和61年	4,800	36,030	40,000	80,830	0				80,830
昭和62年	4,800	39,057		43,857	2,000				45,857
昭和63年	4,800	42,104		46,904	2,000				48,904
平成元年	5,800	47,200		53,000	2,000				55,000
平成2年	5,800	47,200		53,000	2,000				55,000
平成3年	5,800	47,200		53,000	2,000				55,000
平成4年	5,800	53,276		59,076	2,000				61,076
平成5年	5,800	53,686		59,486	2,000				61,486
平成6年	5,800	53,686		59,486	2,000				61,486
平成7年	5,800	60,352		66,152	2,000				68,152
平成8年	8,000	60,352	100,000	168,352	2,500				170,852
平成9年	8,000	60,352		68,352	2,500	3,000			73,852
平成10年	8,000	67,817		75,817	2,500				78,317
平成11年	8,000	67,817		75,817	2,500			120,000	198,317
平成12年	18,000	67,817		85,817	2,500		6,700		95,017
平成13年	8,000	76,330		84,330	3,000		6,700		94,030
平成14年	8,000	76,330		84,330	3,000		6,700		94,030
平成15年	11,200	76,330		87,530	3,000	3,000	7,140		100,670
平成16年	8,000	83,948		91,948	3,000		7,140		102,088
平成17年	8,000	83,948		91,948	3,000		7,140		102,088
平成18年	10,000	83,905	100,000	193,905	3,500		7,580		204,985
平成19年	18,000	83,905		101,905	3,500		7,580		112,985
平成20年	18,000	83,905		101,905	3,500	4,500	7,580		117,485
平成21年	13,000	83,905		96,905	3,500		8,020		108,425
平成22年	10,000	83,905		93,905	3,500		8,020		105,425
平成23年	10,000	83,905	50,000	143,905	4,000		8,020		155,925
合計	227,200	1,704,262	290,000	2,221,462	67,000	10,500	88,320	120,000	2,507,282

(a) 米谷町

・助成金

南部土地改良清美事業対策助成金と環境保全対策助成金の合計額。昭和50年度以降市と自治会との協定に基づき、奈良市南部土地改良清美事業推進協議会に対して支出している。同協議会の平成23年度の決算書は以下のとおりである。

科目	金額（千円）	備考
【収入の部】	11,257	
市助成金	10,000	事業対策助成金7,700千円、環境保全対策助成金2,300千円
米谷町負担金	1,257	自治会、農家組合の負担金
【支出の部】	11,257	
会議費	307	会議出席手当、会議諸費
交通費	37	事業推進活動に要する交通費
出工費	767	事業、道路等関係立会出工費
役員手当	500	会長他6役員7名の年間手当
環境清美促進費	2,500	地域環境清美活動を行う7団体への助成等
高橋山協力費	250	高橋山管理維持助成金
地域活性化対策費	2,000	町の活性化施策を講じるための地域振興推進活動経費
環境保全対策費	2,300	不法投棄監視員2名の手当等
景観環境清美費	1,700	白山神社周辺地域整備費
集会所維持管理費	459	什器備品費等を含む集会所の維持管理に要する経費
事務費	437	事務用品・コピー機購入費等

市では、当該助成金を実質的に地元補償であることから、決算書の内容について詳細に検討しておらず、具体的にどのような支出であるかは不明である。

なお、28ページの表の平成12年度の助成金のうち10,000千円は第一工区埋立地仮整備経費、平成15年度の助成金のうち3,200千円は共同墓地の修復工事費、平成19年度の助成金のうち8,000千円は集荷場兼集会所の改修工事費、平成20年度の助成金のうち8,000千円は滝の整備費、平成21年度の助成金のうち3,000千円は川上流周辺整備費である。このうち、平成19年度に改修された集荷場兼集会所と平成20年度及び21年度に整備された滝および川上流周辺を視察した。



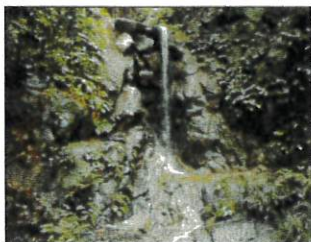
＜集荷場及び集会所＞

一階部分が出荷場で二階部分が集会所である。



＜川底＞

いずれもコンクリートで固定されていた。



＜滝＞

・賃料

第一工区及び第二工区の底地所有者に対して支払っている賃料である。賃料交渉は自治会と行っているが、賃貸借契約は底地所有者個人と締結している。地権者は43人で、地権者を米谷町の世帯数で除すると米谷町の世帯数の約9割と契約していることになる。平成18年度に締結された協定書に基づき、3年に一度賃料を見直すことになっているが、平成21年度の交渉時は据え置かれている。

・更新料

協定書更新に伴う地元補償であり、米谷町自治会に対して昭和61年度に40百万円、平成8年度に100百万円、平成18年度に100百万円、平成23年度に50百万円支払っている。自治会に対して更新料という名目で支払っているため、市はその使途について関知していない。

(b) 精華地区

処理施設で浄化された水を流す川の下流域にある中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町、菩提山町、高樋町、虚空蔵町で構成する奈良市精華地区南部土地改良清美事業対策協議会に対して支払っている運営交付金である。昭和62年度より年間2百万円ずつ支払っていたが、平成8年に同協議会から提出された要望書に基づき、投棄が完了するまで5年ごとに年500千円ずつ増額され、平成23年度では年4百万円支払っている。仮に投棄が完了するのが40年後であると仮定すると、平成24年度以降の支払総額は234百万円と試算される。

(c) 興隆寺町

平成10年に土地改良清美事業の実施地域の下流に位置する興隆寺町との間で交わした確認書及び覚書に基づき、町内で保有している文化財等の維持管理費として支払われている。平成20年1月に改定された覚書によると、平成10年度から平成19年度までの10年間は年間600千円であったが、平成20年度から平成29年度までの10年間の支払額は年間900千円で、平成20年度から平成24年度までの5年分を平成20年度に前払いしている。

また、平成29年度以降の年額について協議が整わなかった場合には年間900千円に5割を増額した金額を支払う約定である。

(d) 天理市岩屋町

昭和52年6月に、市と処理水を流す高瀬川の下流域に位置する天理市が南部土地改良清美事業に伴う環境及び水質の保全並びに災害防止に関する覚書を締結したことに伴い、天理市岩屋地区の住民が十分な了解を得ないまま当該覚書が締結されたとして、昭和56年3月、奈良県の公害審査会に市と天理市を被申請人とする調整申請を行った。その後、平成5年に調停が成立し、同年に市と岩屋地区との間で締結した覚書では、市が平成12年3月に和解金として120百万円を岩屋地区に支払うとともに、平成12年度の第二工区埋立開始に伴い南部土地改良清美事業対策助成金及び環境保全対策運営助成金を交付することで合意している。当初、市は覚書に基づき両助成金を合わせて年間6,700千円を支払っていたが、3年ごとに440千円増額する約定であったため、平成23年度では年間8,020千円支払っている。

監査の結果及び意見

【意見】

市が支払っている助成金や更新料等は、いわゆる迷惑施設を近隣に設置したことに対する地元補償の側面が強い。市民にとって必要不可欠な施設であるものの周辺住民にとっては受け入れが困難な施設であるため、常識的な範囲での補償はやむを得ないと考えられる。しかし、住民の要望書等を閲覧すると、助成金の増額、公民館の増改築、道路改修、グラウンドの設置等要望が多岐にわたっている。また、環境汚染に関する法律の要件を満たす水準まで処理したうえで、処理水を川に流しているにもかかわらず、当該川の下流域の特

定の住民に対して毎年多額の助成金を支払うのも公平性の観点から問題がある。

平成23年度の包括外部監査報告書でも記載したように、長期にわたり土地を使用し、かつ返還が困難と予想される事業を実施するに際しては、買取りを前提にすべきであり、底地を賃借して事業を開始した市の責任は重大である。ただし、底地を買い取ったとしても地元補償の問題は依然として残る。今後も当該事業に関しては継続的に多額の税金を投入しなければならない。市は説明責任を果たす必要がある。

市民のごみを処理するための支出には上記の助成金が含まれているのであるから、今後地元補償として助成金を支払い続けるのであれば、最終処分場を現在の場所で維持し続けることの要否、またそのためにどのような対価をどれだけ支払っているのかについて市民に情報開示する必要がある。さらに決算書についても詳細に検証を行い、助成金の使途として適切かどうかを判断した上で公表し、市民の理解を得るべきである。

平成28年度

包括外部監査の結果報告書

補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について

奈良市包括外部監査人

公認会計士 前 川 英 樹

というリスクが低減できていない。

自治体によっては、生ごみ処理機器購入者に、販売店からの購入後に、領収書とともに申請書を提出させ、確認のうえ購入者に助成金を交付するという仕組みを採用している。

本助成金制度は、市民の生ごみ処理機器購入に関する助成金の交付であるため、指定店から助成金交付券の他に、レジデータの提出を求める。または、購入者より領収書の提出を求める等、市民の購入の事実を確実に確認できるような仕組みを採用する必要がある。

・生ごみ処理機器普及の目標設定について【意見】

生ごみの削減を主たる目的として、本助成金制度を導入し、継続してきたところである。しかし、これまでどのような成果を上げてきたのかが検証されておらず、交付件数等の目標も定められていない。

成果の検証を行わずに、また、今年度に達成すべき助成件数や生ごみ削減量等が定められていないにせよ、毎年予算が編成されていることは、市の財政状況からすれば、不都合であると言わざるを得ない。

さらに、本助成金交付に関する事務は、リサイクル資源の収集を主たる業務としているリサイクル推進課が担当しているが、生ごみの削減により市の環境をどのように保護しているかを検討している部署で所管することを検討することが望ましいと考える。

これまでの効果の検証を行い、その結果をもって、助成金制度を縮小・廃止するか等の検討を行われない。

16. 土地改良清美事務所

(1) 廃棄物最終処理施設整備事業

① 補助金等の概要

補助金等の名称	(ア) 事業推進及び環境保全対策助成金 (イ) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業対策協議会運営交付金 (ウ) 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会助成金
所管課	環境部環境事業室 土地改良清美事務所
補助金等の目的	一般廃棄物の最終処分（埋立事業）を安定して継続できるように、地元住民と協働して事業を推進すること。
交付対象経費	一般廃棄物最終処分場の設置に関し、地元自治会が実施する事業の監視や環境保全活動等に対する助成。 (ア)～(ウ)に関する助成金額については、下表参照

補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	(ア) 奈良市米谷町との協定書 (イ) 奈良市精華地区住民代表者との協定書 (ウ) 天理市岩屋町との覚書
補助金等の交付期間	(事業開始) (ア) 昭和 61 年度 (イ) 昭和 62 年度 (ウ) 平成 12 年度 (事業終了) (ア)～(ウ) いずれも未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,460	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,460	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,900	(ア) 10,000 (イ) 4,500 (ウ) 8,900
(財源内訳)				
一般財源	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,460	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,460	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,900	(ア) 10,000 (イ) 4,500 (ウ) 8,900
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

焼却できないごみや焼却灰などは、これまで、附近の民有地の田、山林を借り受けて埋立処分を行ってきた。昭和 40 年代から 50 年代にかけては、芝辻町及び奈良阪町に一般廃棄物最終処分場を設置し対応してきたところである。

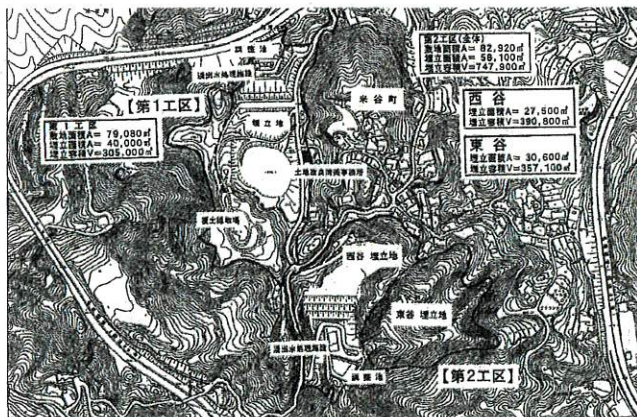
昭和 48 年度に、これまでの一般廃棄物最終処分（埋立処分）を処理物の大地還元プロセスとして積極的に農地造成の中に取り入れ、農業振興を図るとして、南部土地改良清美事業が計画され、米谷町（天理市に近接）との合意のもとに最終処分場が設置されることとなった。

【一般廃棄物最終処分施設設置の経緯】

昭和 48 年	・大規模最終処分施設の設置について、米谷町に要請
昭和 49 年	・奈良県知事に南部土地改良清美事業計画の事前協議書提出 ・奈良県企画部長から支障のない由の通知

	・防災と公害に万全を期すため、奈良市南部土地改良清美事業計画委員会設置
昭和 50 年	・最終処分施設について、米谷町受け入れの覚書決定
昭和 56 年	・米谷町地内に南部土改清美事業一般廃棄物最終処分場（第一工区）を設置。廃棄物の試験的投入を開始
昭和 61 年	・米谷町との協定書締結
平成 12 年	・米谷町地内に南部土改清美事業一般廃棄物最終処分場（第二工区）を設置。廃棄物の投入を開始

【一般廃棄物最終処分場位置図】



一般廃棄物の最終処分場（埋立処分）が、米谷町に設置されるため、地元の農業基盤整備、環境保全及び嫌悪施設設置に対する補償という観点から、処分場近隣町に助成金が過去から支払われている。個々の助成内容は以下のとおりとなっている。

（ア）事業推進及び環境保全対策助成金

奈良市米谷町内に、廃棄物（環境整美工場で処理した焼却灰及び破砕物並びに土砂ガレキ）の最終処理施設を設置するにあたり、米谷町内の農業生活基盤整備と生活環境の整備を図るための助成が昭和 61 年度から行われている。本市と米谷町で助成に関する覚書は毎年、協定書は 10 年ごとに取り交わし、助成金額が見直され、その際に更新料（地元補償）が支払われることになっている。

本市から米谷町への助成金等の支払いの実績は、以下の表のとおりとなっている。なお、助成金の申請・請求・受領の権限に関しては、奈良市南部土地改良清美事業推進協議会に委任されている。

助成金の実績 (単位:円)

	南部土地改良清美事業 町営助成金	環境保全対策 助成金	補償金	合計	備考
昭和61年	3,800,000	1,000,000	40,000,000	44,800,000	
昭和62年	3,800,000	1,000,000		4,800,000	
昭和63年	3,800,000	1,000,000		4,800,000	
平成元年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成2年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成3年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成4年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成5年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成6年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成7年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成8年	5,700,000	2,300,000	100,000,000	108,000,000	
平成9年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成10年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成11年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成12年	15,700,000	2,300,000		18,000,000	第1工区埋立地 仮設補償 費1,000万円含む
平成13年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成14年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成15年	8,900,000	2,300,000		11,200,000	共同補償工事費320万 円含む
平成16年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成17年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成18年	7,700,000	2,300,000	100,000,000	110,000,000	
平成19年	15,700,000	2,300,000		18,000,000	温帯果樹園施設改修工事費 800万円含む
平成20年	15,700,000	2,300,000		18,000,000	調査費800万円含む
平成21年	10,700,000	2,300,000		13,000,000	川上院整備工事費300万円 含む
平成22年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
平成23年	7,700,000	2,300,000	50,000,000	60,000,000	
平成24年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
平成25年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
平成26年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
平成27年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
合計	204,200,000	63,000,000	290,000,000	557,200,000	

上記の他、地元地権者（43名）に最終処分場の土地賃借料として、年間約8,400万円を支払っている。

(イ) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業対策協議会運営交付金

奈良市精華地区の環境及び水質の保全並びに公害等の災害を防止するための助成が、昭和62年より行われている。処分場で浄化された水を流す川の下流域にある米谷町を含む8町から構成される奈良市精華地区南部土地改良清美事業対策協議会の運営費を交付している。

本市から協議会への交付金は、平成8年より5年ごとに50万円増額されることになっており、支払いの経緯は、以下の表のとおりとなっている。

交付金の実績

(単位:円)

	金額	備考
昭和62年～平成7年	毎年 2,000,000	協議会からの要望
平成8年～平成12年	毎年 2,500,000	協議会からの要望により、5年ごとに50万円増額
平成13年～平成17年	毎年 3,000,000	
平成18年～平成22年	毎年 3,500,000	
平成23年～平成27年	毎年 4,000,000	
合計	83,000,000	

(ウ) 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会助成金

最終処理施設第二工区の埋立が平成12年度に開始されるにあたり、天理市岩屋町の環境保全のために岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会に南部土地改良清美事業対策助成金と環境保全対策助成金が支払われている。

本市から協議会への助成金は、平成15年より3年ごとに44万円増額されることになっており、これまでの支払いの経緯は、以下の表のとおりとなっている。

助成金の実績

(単位:円)

	南部土地改良清美事業 対策助成金	環境保全対策 助成金	合計
平成12年	4,400,000	2,300,000	6,700,000
平成13年	4,400,000	2,300,000	6,700,000
平成14年	4,400,000	2,300,000	6,700,000
平成15年	4,840,000	2,300,000	7,140,000
平成16年	4,840,000	2,300,000	7,140,000
平成17年	4,840,000	2,300,000	7,140,000
平成18年	5,280,000	2,300,000	7,580,000
平成19年	5,280,000	2,300,000	7,580,000
平成20年	5,280,000	2,300,000	7,580,000
平成21年	5,720,000	2,300,000	8,020,000
平成22年	5,720,000	2,300,000	8,020,000
平成23年	5,720,000	2,300,000	8,020,000
平成24年	6,160,000	2,300,000	8,460,000
平成25年	6,160,000	2,300,000	8,460,000
平成26年	6,160,000	2,300,000	8,460,000
平成27年	6,600,000	2,300,000	8,900,000
合計	85,800,000	36,800,000	122,600,000

上記の他に、昭和52年6月に市と天理市が南部土地改良清美事業に伴う環境及び水質の保全並びに災害防止に関する覚書を締結したことに関し、天理市岩屋地区の住民の十分な理解を得られないまま覚書が締結されたとして、昭和56年に奈良県の公害審査会に調停申請が行われ、市が平成12年に和解金1億2,000万円を支払っている。

② 監査結果

・助成金等の使途の確認について【結果】

3つの助成金等とも、毎年4月に前年度の決算書と当年度の予算について協議会から提出を受けている。各助成金等に関する、平成27年度の決算内容は、以下のようになっている。

(ア) 事業推進及び環境保全対策助成金

科目	金額(千円)	備考
【収入の部】	10,054	
奈良市助成金	10,000	事業推進助成金7,700千円、環境保全対策助成金2,300千円
米谷町負担金	54	自治会、農家組合

【支出の部】	10,054	
会議費	584	会議出席手当、会議贈費
交通費	19	事業推進活動に要する交通費
出工費	759	事業、道路等関係立会出工費
役員手当	500	会長ほか6役員7名の年間手当
環境清美促進費	2,500	地域環境清美活動を行う7団体への助成等
調査研究費	105	地域環境清美活動を行うための調査、研究費
高橋山協力費	250	高橋山管理維持助成金
景観環境整備費	100	寄福寺本堂修繕費
地域活性化対策費	2,325	町の活性化方策を講じるための地域振興推進活動経費
環境保全対策費	2,300	不法投棄監視員2名の手当等
集会所維持管理費	412	什器備品費等を含む集会所の維持管理に要する経費
事務費	37	事務用品等
雑費	163	その他の経費

(イ) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業対策協議会運営交付金

科目	金額(千円)	備考
【収入の部】	4,180	
交付金	4,000	奈良市より
負担金	180	委員負担金
雑収入	0	利息等

【支出の部】	4,180	
会議費	136	委員会等会議
委員手当	252	委員手当
調査研究費	900	県外研修・立会等
環境促進費	2,430	環境美化及び対策
事務費	462	

(ウ) 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会助成金

科目	金額(千円)	備考
【収入の部】	9,506	
助成金	8,900	奈良市より
町負担金	606	自治会支出

【支出の部】	9,506	
会議費	780	総会費、委員会費等
交通費	300	監視員等交通費
促進費	2,740	部会活動費等
調査研究費	2,364	調査活動費等
不法投棄等監視費	2,300	監視員報酬
事務費	407	事務諸費
集会所維持管理費	615	光熱水費等

平成24年度の包括外部監査において、当該助成が実質的に地元補償であるとして、決算書の詳細な検証を行っていない旨の指摘があるが、現状においても、証拠書類を確認する等による決算書の詳細な検証は行われていなかった。

廃棄物処理場という嫌悪施設の設置に関する補償や環境保全のために、対策協議会を設置し、その運営等への助成を含め助成金等が交付されることは理解できるが、助成金は地域住民にとって公平となるよう、また、公金が財源となっていることから、市民の多くが理解できるような活用が求められる。しかしながら、提出された決算書のうち、支出の内容説明には、協議会会員の出席手当、役員の手当や近隣寺院本堂の修繕費等のように、支出決定に関する資料等の確認を行い、地元住民に公平な支出であるかどうかを慎重に検証すべきものが含まれている。

また、環境清美活動、地域活性化のための活動、不法投棄監視員に対する報酬等があるが、農業基盤整備や環境保全という助成金の目的に整合し、使途として適切かどうかについて証拠書類を詳細に検証する必要がある。

助成金等については、助成金の使途を証拠書類等により確認し、使途として適切でないものや不明確なものがないかの判断過程を記録することにより、市民に助成金等に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・助成金のあり方について【意見】

南部土地改良清美事業は、谷間の民有地を廃棄物の処分場として利用するとともに、廃棄物による埋め立て完了後に農地として地域に還元することを目的としており、事業の計画当時に農業基盤整備の拡大を求めている米谷町との合意のもとに着手された経緯がある。

しかしながら、近年の米谷町の農業従事者は少なく、人口減少及び高齢化が進んでいる状況にあり、事業開始時の目的と現状が乖離している。

米谷町世帯数及び人口推移

	世帯数 (単位：世帯)	人口 (単位：人)
平成 16 年度	53	174
平成 18 年度	55	173
平成 21 年度	54	157
平成 24 年度	51	131
平成 27 年度	48	126

「統計なら」より作成

平成22年度米谷町就業者数

15歳以上就業者数	70人
農業従事者数	13人

平成22年国勢調査結果より作成

平成22年度米谷町年齢別人口

20歳未満	12人
20歳以上30歳未満	15人
30歳以上40歳未満	5人
40歳以上50歳未満	10人
50歳以上60歳未満	30人
60歳以上	63人
合計	135人

平成22年国勢調査結果より作成

一方、現状の環境清美工場のごみ焼却設備の老朽化に伴い、クリーンセンターの整備が進められているところであるが、同センターにおいて最新の焼却設備が導入されると、焼却灰の発生が削減されることとなり、処分場の埋立が完了するまでにはさらなる期間を要することとなる。また、ごみの分別収集が定着してきたことも、処分場へのごみ搬入量が削減され、埋立完了までに期間を要することになる要因の一つとなると考える。

市は、厳しい財政状況の下、地元地権者に対して、年間約 8,400 万円の処分場賃借料の支払いに加え、3つの助成金等として平成 27 年度までに 7 億 6,280 万円という多額の助成等を行ってきたが、埋立完了まで長期間を要することから、現状のままでは、今後も多額の資金を要することとなる。

南部土地改良清美事業の当初の目的と米谷町の人口減少・高齢化という現状が乖離していること、地元による助成金等の使途が客観的には適切かどうか判断し兼ねるものがあること、また、市の財政状況が厳しい状況にあることを鑑みれば、助成等の方法や金額を見直す、負担金交付の期限を設ける等、広く市民の理解が得られるよう今後の対応方針について説明されたい。

17. 観光戦略課

(1) アジア太平洋交流センター運営補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	アジア太平洋交流センター運営補助金
所管課	観光経済部 観光戦略課
補助金等の目的	観光分野における世界最大の国連機関である世界観光機関（UNWTO）唯一の地域事務所として奈良市内に設置

48.地域ふれあい会館の直近3年間の利用者数

市民部地域づくり推進課

(単位:人)

会 館 名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
済美地域ふれあい会館	10,469	12,337	13,388
柳生地域ふれあい会館	521	573	661
とみの里地域ふれあい会館	43,668	45,968	39,082
右京地域ふれあい会館	9,522	13,889	15,072
帯解地域ふれあい会館	2,185	2,213	3,177
朱雀地域ふれあい会館	16,764	16,601	15,635
東市地域ふれあい会館	8,810	8,220	6,773
左京地域ふれあい会館	5,551	5,788	6,308
青和地域ふれあい会館	8,176	12,402	11,433
佐保川地域ふれあい会館	13,963	14,042	14,277
辰市地域ふれあい会館	2,996	3,261	2,777
月瀬地域ふれあい会館	48	103	20
西大寺北地域ふれあい会館	11,982	12,957	13,476
佐保台地域ふれあい会館	5,327	5,823	6,585
都跡地域ふれあい会館	7,006	9,014	12,975
大安寺西地域ふれあい会館	5,204	6,769	5,010
東里地域ふれあい会館	2,002	1,729	1,843
佐保地域ふれあい会館	11,085	10,021	11,387
伏見地域ふれあい会館	4,223	4,767	6,245
明治地域ふれあい会館	5,783	5,882	5,327
二名地域ふれあい会館			6,302
合 計	175,285	192,359	197,753

49. 西部生涯スポーツセンター施設の直近 3 年間の利用者数

市民部 スポーツ振興課

(単位：人)

施設名		利用者数		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
体育館	西部生涯スポーツセンター体育館	90,533	85,875	95,224
球技場	西部生涯スポーツセンター球技場	18,591	20,397	20,722
テニスコート	西部生涯スポーツセンターコート	11,491	11,099	10,675
ゲートボール場	西部生涯スポーツセンターゲートボール場	400	400	0
クラブハウス	西部生涯スポーツセンタークラブハウス	1,127	636	359
プール	西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	55,787	51,651	29,313

50. 奈良市ポイント制度対象事業の内容及び指定加盟店数と品目

市民部 地域づくり推進課

○対象事業

対象ポイント	担当課	事業名	事業内容
1 ボランティアポイント	地域づくり推進課	ボランティアに関する講座	ボランティア活動のきっかけ作りを目指し、ボランティアに関心がある方を対象に、ボランティアセンターやボランティアインフォメーションセンターで開催される講座の参加者に対してポイントを付与する。
2 ボランティアポイント	地域づくり推進課	地区社協サロン活動ボランティア	日頃から、高齢者や障がいのある方、子ども等のつながりづくりや居場所づくりを目的として各地区社協等で実施されているサロン活動のボランティア活動者に対してポイントを付与する。
3 ボランティアポイント	地域づくり推進課	奈良市ボランティア登録制度	奈良市ボランティア登録制度の新規登録と継続申請をされた個人に対してポイントを付与する。
4 ボランティアポイント	長寿福祉課	元気ならエクササイズ及びいきいき百歳体操	介護予防を目的として、身近な場所でご近所さんと一緒にDVDを見ながらできる体操「元気ならエクササイズ」や「いきいき百歳体操」の参加者に対してポイントを付与する。
5 ボランティアポイント	環境政策課	菜の花ボランティア	菜の花ボランティアに参加したNEW（奈良市地球温暖化対策地域協議会）会員でない奈良市に在住している方で市内の学校園及び北永井フィールドで、土づくり、種まき、移植、除草・追肥、刈り取り、脱穀・搾油の作業をされた方を対象にポイントを付与する。

6	ボランティアポイント	健康増進課	運動習慣づくり推進員養成講座	地域で運動の大切さを市民に伝え、市民の運動習慣づくりに取り組むことで、市民の健康増進、介護予防を行う推進員を養成するための講座の参加者に対してポイントを付与する。
7	健康増進ポイント	健康増進課	Sma Nara健康チャレンジ 1ヶ月継続時	体重や血圧等を1ヶ月間記録し、市に提出があった方に対しポイントを付与する。提出された記録に専門スタッフがコメントを記載し、返却することで生活習慣の改善を促す。
8	健康増進ポイント	健康増進課	Sma Nara健康チャレンジ 6ヶ月継続時	Sma Nara健康チャレンジ1ヶ月返送者に対し、取り組みシートを送付。6ヶ月間の取り組み内容を記入し、市に提出があった方に対してポイントを付与する。
9	健康増進ポイント	健康増進課	公民館での健康講座	公民館で開催される運動や身体活動を伴う健康講座の参加者に対してポイントを付与する。
10	健康増進ポイント	健康増進課	20日ならウォーク	「20日ならウォークの日」に合わせ、毎月20日に6～8kmの屋外ウォーキングを実施し、参加者に対してポイントを付与する（奈良市運動習慣づくり推進員協議会と共催）。
11	健康増進ポイント	健康増進課	歩数計アプリで健康づくり 1日6,000歩以上	歩数計アプリaruku with（アルク ウイズ）を活用し、1日6,000歩歩いた日にポイントを付与する。

12	健康増進ポイント	健康増進課	世界糖尿病デーフォトコンテスト	世界糖尿病デー等啓発事業に合わせ、フォトコンテストを実施し、応募者及び入賞者には賞に応じたポイントを付与する。 応募された作品を活用し、ポスター等を作成。
13	長寿健康ポイント	長寿福祉課	ななまる運転免許証自主返納支援事業	高齢者の安心・安全な外出支援と積極的な社会参加を支援し、健康寿命を延ばすことを目的に、自動車等運転免許証を自主的に返納する高齢者に対して、ななまるカードにポイントを付与する。
14	長寿健康ポイント	長寿福祉課	老人福祉センター健康講座等	東西南北の各福祉センターで、高齢者の健康増進や教養の向上等を目的に開催する各種講座の参加者に対してポイントを付与する。
15	長寿健康ポイント	長寿福祉課	公民館事業	各公民館で、高齢者の健康増進や教養の向上等を目的に開催する各種講座の参加者に対してポイントを付与する。
16	健康スポーツポイント	スポーツ振興課	ラジオ体操	10～100人程度の団体が週1回から毎日の頻度でラジオ体操を行う。参加者は1回の参加でカードに1回押印される。50回押印をためた参加者に対してポイントを付与する。

○加盟店 75店舗（令和7年9月1日現在）

○交換品の品目（令和7年9月1日現在）

交換品	ポイント数	交換品	ポイント数
1 奈良交通バスチャージ券 (1,000円分)	1,000P	36 奈良絵御飯茶碗	5,000P
2 タクシー利用券 (500円券)	500P	37 つみきセット	5,500P
3 ななまるお風呂券	100P	38 明治ほほえみ (800g)	3,200P
4 QUOカード (2,000円～5,000円券)	2,700P～5,700P	39 明治ほほえみ (800g×2缶パック)	5,500P
5 QUOカードカードPay (1,000円分～5,000円分)	1,100P～5,100P	40 明治ステップ (800g)	2,800P
6 図書カードNEXT (1,000円券～5,000円券)	1,350P～5,350P	41 明治ステップ (800g×2缶パック)	4,500P
7 ななポンららポンキーホルダー	200P	42 森永はぐくみ大缶 (800g)	2,900P
8 奈良絵ふきん	600P	43 森永はぐくみ2缶セット (800g×2缶)	5,300P
9 絵心経クリアファイル	700P	44 森永 チルミル大缶 (800g)	2,900P
10 正しく持てる黒鉛筆3本セット	700P	45 森永 チルミル大缶 (800g×2缶)	5,300P
11 奈良くみひも体験	1,700P	46 和光堂レーベンスミルク はいはい (810g)	2,800P
12 大和茶	1,500P	47 和光堂レーベンスミルク はいはい (810g×2個パック)	4,500P
13 色鉛筆12色セット	1,600P	48 和光堂フォローアップミルク ぐんぐん(830g)	2,600P
14 線香	1,700P	49 和光堂フォローアップ ぐんぐん (830g×2個パック)	3,900P
15 くず湯セット	1,500P	50 テーブ止めマミーポコ M90枚	2,300P
16 友禅ふきん3枚セット	1,800P	51 テーブ止めマミーポコ L76枚	2,300P
17 アナログゲーム・ナンジャモンジャ	1,600P	52 テーブ止めムーニー新生児 76枚	2,500P
18 アナログゲーム・レシピ	1,600P	53 テーブ止めムーニーS 70枚	2,500P
19 アナログゲーム・犯人は踊る	1,700P	54 テーブ止めムーニーM 64枚	2,500P
20 お米2キロ	2,000p	55 テーブ止めムーニーL 54枚	2,500P
21 赤膚山染付体験	2,400P	56 パンツタイプマミーポコパンツ L64枚	2,300P
22 全粒粉素麺ベルブラン	2,000P	57 パンツタイプマミーポコパンツ ビッグ56枚	2,300P
23 パン、ケーキ米粉セット	2,000P	58 和光堂グーグーキッチン離乳食10食セット (7か月～)	2,200P
24 はじめまして萬春堂（お菓子詰め合わせ）	2,000P	59 和光堂グーグーキッチン離乳食10食セット (9か月～)	2,200P
25 お手軽奈良漬セット	2,200P	60 和光堂グーグーキッチン離乳食10食セット (12か月～)	2,200P
26 赤膚焼小皿	2,800P	61 テーブ止めパンパーステープタイプ Sジャンボ 新生児90枚	2,000P
27 OS-1ゼリー6個セット	2,300P	62 テーブ止めパンパーステープタイプ Sジャンボ S82枚	2,100P
28 ベっぴん奈良漬け	2,500P	63 テーブ止めパンパーステープタイプ Sジャンボ M64枚	2,100P
29 お米4キロ	3,100P	64 テーブ止めパンパーステープタイプ Sジャンボ L54枚	2,100P
30 アナログゲーム・ディメモリ	2,800P	65 パンツタイプパンパース さらさらパンツ Sジャンボ S62枚	2,100P
31 ルイボスティー	3,000P	66 パンツタイプパンパース さらさらパンツ Sジャンボ M58枚	2,100P
32 奈良絵湯呑	3,000P	67 パンツタイプパンパース さらさらパンツ Sジャンボ L44枚	2,100P
33 いちご古都華	3,500P	68 パンツタイプパンパース さらさらパンツ Sジャンボ ビッグ38枚	2,100P
34 ベっぴん奈良漬トリオ	3,600P	69 KAPLA200ピース	11,000P
35 赤膚焼湯呑茶碗	5,200P		

51. 奈良市在住外国人の国籍別・在留資格別一覧（令和7年1月1日現在）

市民部 市民課

（単位：人）

在 留 資 格	国 籍											合 計
	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ミャンマー	ネパール	インドネシア	スリランカ	タイ	米国	その他	
永住者	529	114	28	140	2	9	13	8	21	53	256	1,173
特別永住者	2	609	0	0	0	0	0	0	0	2	41	654
留学	141	19	32	8	107	111	14	103	6	5	104	650
技能実習（1号2号3号）	25	0	309	58	71	2	50	0	82	0	18	615
技術・人文知識・国際業務	97	23	114	11	21	37	15	28	4	13	80	443
特定技能（1号2号）	39	2	157	33	92	13	47	0	0	0	5	388
家族滞在	95	7	82	2	1	69	4	11	1	9	67	348
日本人の配偶者等	48	31	14	24	1	0	6	5	14	41	114	298
定住者	21	15	3	31	0	0	4	2	1	1	25	103
介護	12	0	33	15	0	0	7	0	32	0	1	100
その他	109	15	19	14	3	41	11	8	3	16	96	335
合 計	1,118	835	791	336	298	282	171	165	164	140	807	5,107

52. マイナンバーカードを使ったコンビニ交付の割合の推移(過去五年分)

市民部 市民課

	コンビニ交付件数（件）	窓口交付件数（件）	合計（件）	コンビニ交付の割合
令和２年度	21,661	312,172	333,833	6.5%
令和３年度	37,780	274,228	312,008	12.1%
令和４年度	74,304	246,394	320,698	23.2%
令和５年度	156,448	174,089	330,537	47.3%
令和６年度	176,917	148,121	325,038	54.4%

※交付件数の対象は、コンビニ交付で取得できる証明書（戸籍謄本・抄本、住民票、戸籍の附票、印鑑証明書、課税（非課税）証明書）